

性別にかかわらず、

誰もが自分らしくいきいきと活躍できる高知県へ

こうち男女共同参画プラン

男女共同参画計画 [女性活躍推進計画・困難な問題を抱える
女性及びDV被害者への支援計画]

(素案)

令和8年3月

高 知 県

はじめに

知事挨拶文・知事写真
パブコメ後入力

令和8年4月

高知県知事 瀨田 省司

目 次

第1 基本的な考え方

- 1 プラン改定の趣旨
- 2 プランの位置づけ
- 3 プランの計画期間
- 4 他の計画との関係
- 5 進行管理

ページ番号は
パブコメ後入力

第2 計画策定の背景

- 1 男女共同参画をとりまく高知県の状況
 - (1) 人口減少・少子高齢化の状況
 - (2) 共働き世帯の状況
- 2 男女共同参画に関する状況
 - (1) 男女共同参画に関する県民意識
 - (2) 地域社会における男女共同参画の状況
 - (3) 政策・方針決定過程における女性の参画の状況
 - (4) 就労をめぐる状況
 - (5) ワークライフバランスをめぐる状況
 - (6) ジェンダーに基づく暴力と困難を抱えた女性をめぐる状況
 - (7) 生涯を通じたからだところの健康をめぐる状況

第3 プランの基本的方向と具体的な取組

- 1 目指すべき姿
- 2 基本理念
- 3 取組の体系
- 4 具体的な取組内容

テーマ1「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」

- (1) 社会全体の意識を変える
 - ①多様な生き方・価値観を尊重する意識の向上
 - ②国際規範・国際基準の理解・普及の促進
 - ③若い世代の多様な選択を可能にする教育・学習の推進
- (2) 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり
 - ①「共働き・共育て」の県民運動の推進と意識改革
 - ②地域社会における男女共同参画の推進

テーマ2「あらゆる分野における女性の参画拡大」

- (1) 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大
 - ①政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - ②企業等における女性の参画拡大
- (2) 性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくり

- ①性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくりとワークライフバランスの推進
- ②ハラスメント防止対策の推進
- (3) 女性の活躍の場の拡大
 - ①女性の所得向上と経済的自立の実現
 - ②一次産業や建設業への女性の就業促進

テーマ3「安全・安心な暮らしの実現」

- (1) ジェンダーに基づく暴力の根絶
 - ①暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - ②DV 被害者等への支援体制の充実
- (2) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
 - ①困難な問題を抱える女性に対する支援
 - ②高齢者・障害者・外国人・性的マイノリティ等の人々が安心して暮らせる環境整備
- (3) 生涯を通じたからだところの健康支援
 - ①性差を考慮した生涯にわたる健康への支援
 - ②リプロダクティブ・ヘルス/ライツを踏まえた性に関する正しい理解の促進

第4 推進体制

- 1 推進体制の強化
- 2 こうち男女共同参画センターの機能充実
- 3 市町村との連携及び支援
- 4 事業者、関係機関、民間団体との連携
- 5 男女共同参画に関する苦情処理

第5 資料

- 1 目標値等一覧
- 2 男女共同参画に関する歩み
- 3 高知県男女共同参画社会づくり条例
- 4 高知県男女共同参画推進本部設置規程
- 5 男女共同参画関係用語の解説

第1 基本的な考え方

1 プラン改定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題に位置づけられています。（「男女共同参画社会基本法」前文より）

高知県においては、平成13年度に「こうち男女共同参画プラン」（平成16年度、22年度、28年度、令和3年度改定）を策定し、平成15年には、「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。あわせて、男女共同参画に関する意見を聴くための有識者からなる「こうち男女共同参画会議」を設置するなど、男女共同参画の取組を総合的に推進する体制を整えました。

平成26年度には、「高知家の女性しごと応援室」を開設するなど、女性の就労支援や登用促進の取組を大幅に強化し「女性の活躍の場の拡大」に取組み、また、令和6年度には若者や女性の県外流出の一因と考えられる固定的な性別役割分担意識の解消に向けた「共働き・子育て」県民運動の取組をスタートさせるなど、すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現に向けて取り組んできました。これらの取組は、人口減少対策のマスタープランである「高知県元気な未来創造戦略」に位置づけ、県の重要な施策として取り組んでいます。

現在のこうち男女共同参画プランは、「性別にかかわらず、誰もが自分らしくいきいきと活躍できる高知県」を目指し、様々な取組を進めてきました。この間に、国においても第5次男女共同参画基本計画に基づく施策が推進されるとともに、女性の活躍推進、配偶者暴力防止及び被害者支援、困難な問題を抱える女性への支援等に関して、関係する制度の改正や整備が行われてきました。また、男女共同参画センターが「連携・協働の拠点」として法的に位置づけられるなど、多くの分野で男女共同参画を取り巻く環境が変化しています。しかし、男女共同参画社会の実現に向けては、まだ多くの課題が残されています。

こうした社会情勢の変化や課題を踏まえ、現在の計画が令和7年度をもって終期を迎えることから、こうち男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を改定することとします。

2 プランの位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づく都道府県男女共同参画計画
- (2) 「高知県男女共同参画社会づくり条例」に基づく男女共同参画計画
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく都道府県推進計画
- (4) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「女性支援新法」という。）」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」に基づく都道府県基本計画

3 プランの計画期間

プランに基づく計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5か年とします。

4 他の計画との関係

プランは、下記の様々な国や県の計画等との整合を図り、調和を保って策定しています。

計画等の名称	年度										
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
こうち男女共同参画プラン	(R3~R7)					こうち男女共同参画プラン (R8~R12)					
高知県困難女性及びDV被害者支援計画 ※令和8年度から「こうち男女共同参画プラン」へ一体化	高知県DV被害者支援計画 (第3次計画) (H29~R5)			高知県困難女性及びDV被害者支援計画 (R6~R7)							
高知県人権施策基本方針	第2次 (R1~R5)			第3次 (R6~R10)							
高知県職員共働き・子育てサポートプラン	高知県職員子育てサポートプラン (R2~R6)				高知県職員共働き・子育てサポートプラン (R7~R11)						
高知県女性活躍推進特定事業主行動計画	(R3~R7)					(R8~R12)					
高知県地域福祉支援計画	第3期 (R2~R5)			第4期 (R6~R9)							
高知県子ども・子育て支援事業支援計画 ※令和7年度から「高知県こども計画」へ一体化	第2期 (R2~R6)				高知県こども計画 (R7~R11)						
高知県次世代育成支援行動計画 ※令和7年度から「高知県こども計画」へ一体化	高知家の少子化対策総合プラン(後期計画) (R2~R6)										
高知県ひとり親家庭等自立促進計画 ※令和7年度から「高知県こども計画」へ一体化	第3次 (H29~R6)										
高知家の子どもの貧困対策推進計画 ※令和7年度から「高知県こども計画」へ一体化	第2期 (R2~R6)										
高知県高齢者保健福祉計画	(R3~R5)			(R6~R8)			(R9~R11)				
介護保険事業支援計画	第8期 (R3~R5)			第9期 (R6~R8)			第9期 (R6~R8)				
高知県障害者計画	第2期 (H25~R4)		第3期 (R5~R10)								
高知県障害児福祉計画	第6期計画 (R3~R5)			第7期計画 (R6~R8)							
日本一の健康長寿県構想	第4期 (R2~R5)			第5期 (R6~R9)							
高知県教育振興基本計画	第3期 (R2~R5)			第4期 (R6~R9)							
高知県元気な未来創造戦略	高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略第2期計画 (R2~R6)				高知県元気な未来創造戦略 (R7~R9)						

また、本プランの取組は、「誰一人取り残さない社会」を実現するため、国連の定める持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、このプランと関連する目標3（すべての人に健康と福祉を）、4（質の高い教育）、5（ジェンダー平等）、8（経済成長・働きがい）、10（不平等是正）、11（持続可能な都市）、16（平和と公正をすべての人に）、17（パートナーシップ）に資するものです。



5 進行管理

- (1) プランに基づく事業の実施状況は、毎年調査し公表します。
- (2) プランの取組を着実に進めていくために、PDCAサイクルを適用することとし、高知県男女共同参画推進本部やこうち男女共同参画会議に報告し、意見を求めるなどして、検証と見直しをしていくこととします。また、必要に応じて、中間見直しを行います。

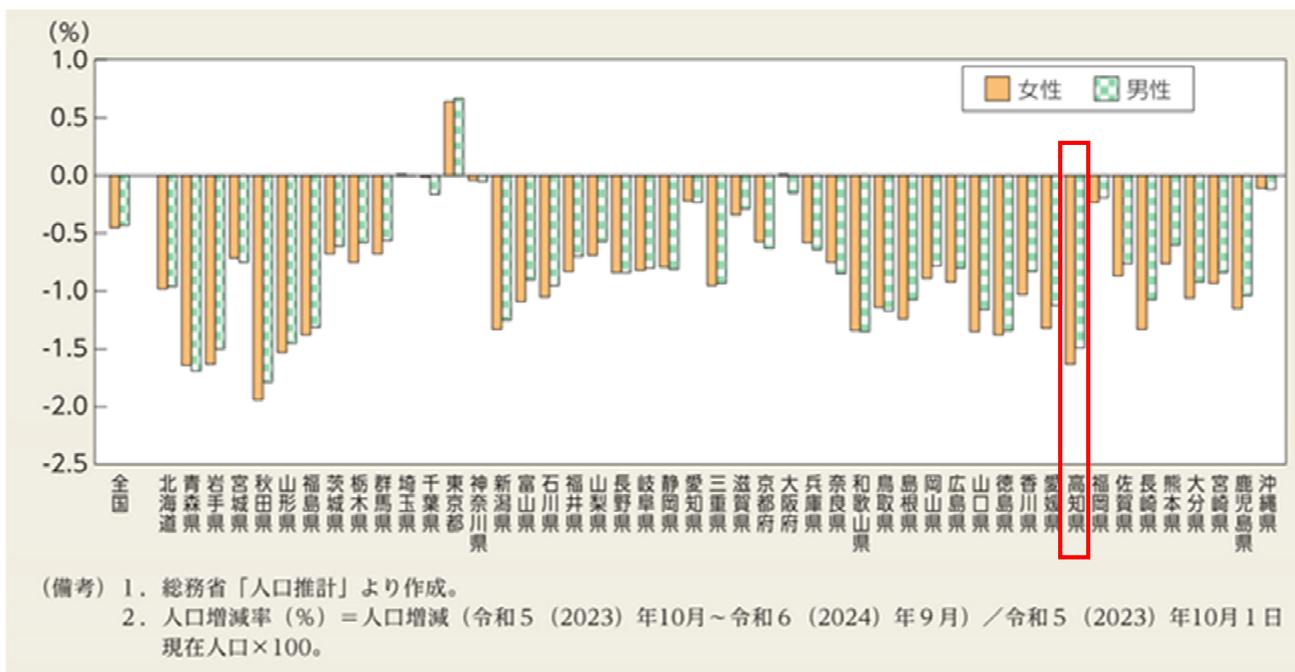
第2 計画策定の背景

1 男女共同参画をとりまく高知県の状況

(1) 人口減少・少子高齢化の状況

令和5年10月から令和6年9月の人口増減の状況を都道府県別にみると、男女ともに人口が増加したのは東京都のみとなっています。本県は、男女ともに減少率が高くなっています。

【グラフ1】人口増減率（男女、都道府県別・令和6年）



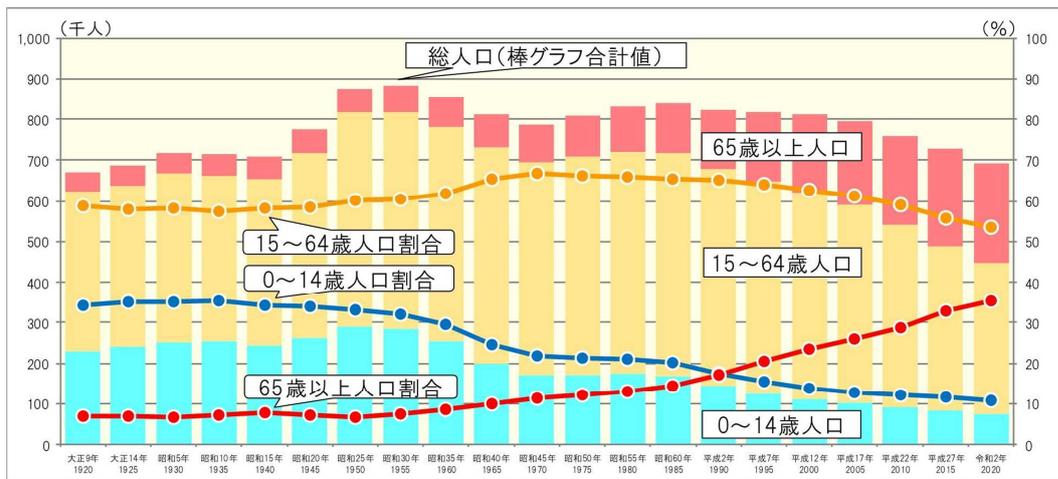
出典：内閣府男女共同参画局「令和7年版男女共同参画白書」

本県の人口は、昭和60年以降、減少傾向が続き、令和7年4月1日時点の本県の推計人口は65万人を下回りました。令和6年の出生数は3,108人となり、過去最少だった令和5年からさらに200人以上減少しています。

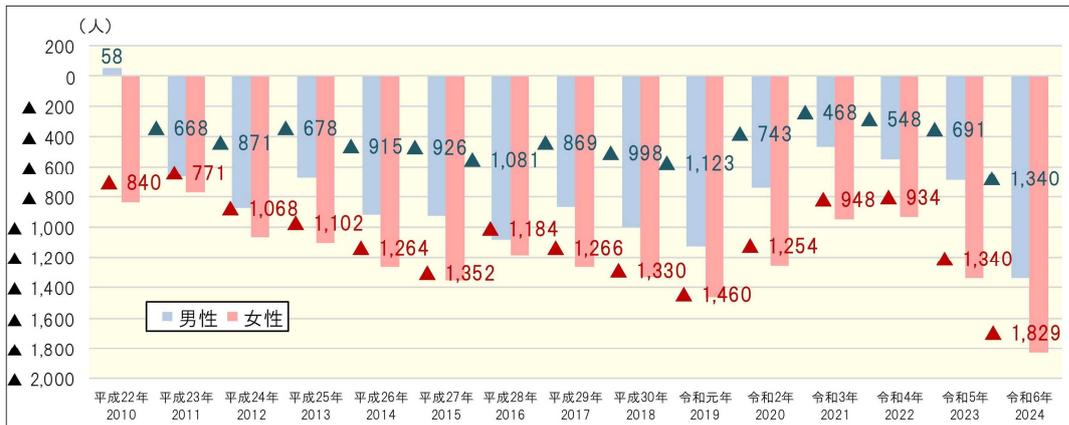
人口減少の要因として、特に、就職期における女性の転出が多い傾向がみられ、地域の人口構造や活力に影響を及ぼしています。

少子高齢化が進む中、こうした人口減少を抑制していくためには、子育ての負担や、仕事と育児の両立の困難さといった、様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換し、若者や女性が将来に希望を持てる魅力ある仕事や暮らしの場を創出していくことが重要です。

【グラフ2】高知県の人口及び年齢3区分別人口の推移



【グラフ3】高知県の男女別人口の社会増減の推移

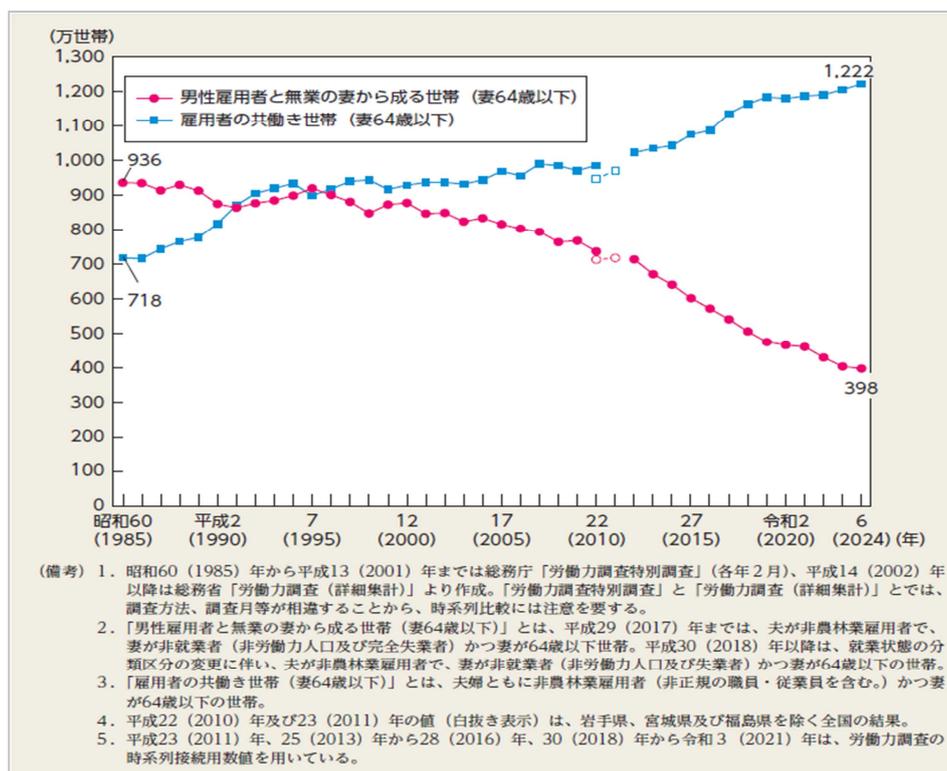


グラフ2、3 出典：高知県元気な未来創造戦略（令和7年度版）

(2) 共働き世帯の状況

全国的に共働き世帯は年々増加しており、令和6年には、共働き世帯数は専業主婦世帯数の約3倍となっています。また、本県における夫婦共働き世帯の割合は全国平均に比べて2.9ポイント高く、令和4年には76,400世帯、全体の53.8%を占めています。

【グラフ4】共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）



出典：内閣府男女共同参画局「令和7年版男女共同参画白書」

【表1】夫婦共働き世帯数・夫婦共働き世帯の割合（高知県、全国）

調査年	高知県			全国		
	総世帯数	うち、夫婦共働き世帯数	夫婦共働き世帯の割合	総世帯数	うち、夫婦共働き世帯数	夫婦共働き世帯の割合
平成29年	156,100	80,100	51.3%	27,634,700	12,970,200	48.8%
令和4年	142,000	76,400	53.8%	26,454,300	13,461,600	50.9%

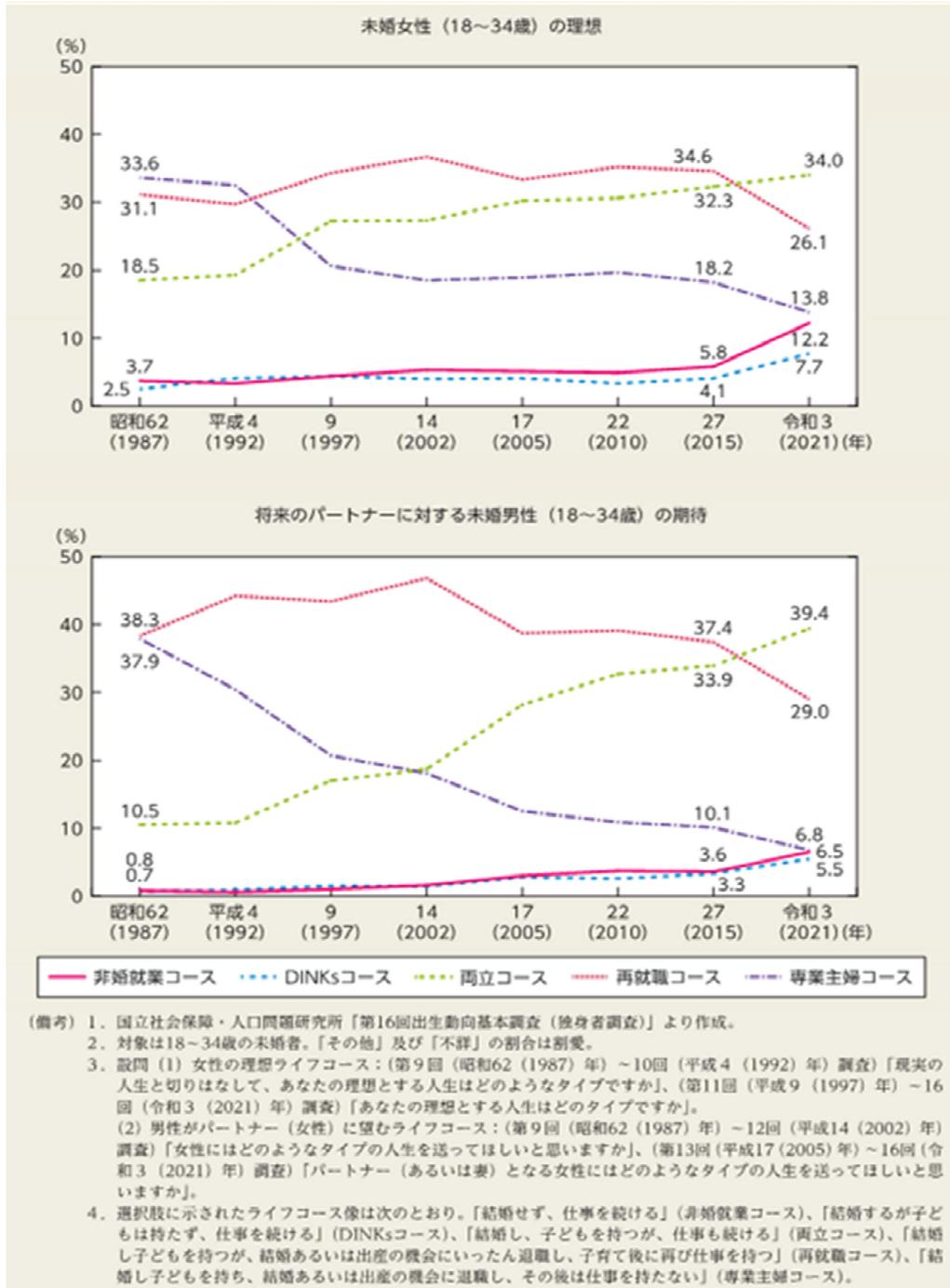
出典：総務省「平成29年、令和4年就業構造基本調査」より作成

2 男女共同参画に関する状況

(1) 男女共同参画に関する県民意識等

国の出生動向基本調査によると、令和3年の未婚者の理想とするライフコースは未婚女性も、未婚男性の将来のパートナーに対する期待も、「両立コース（結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける）」が「再就職コース（結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会に退職し、子育て後に再び仕事を持つ）」を上回るなど、若い世代の希望する生き方は変わってきています。

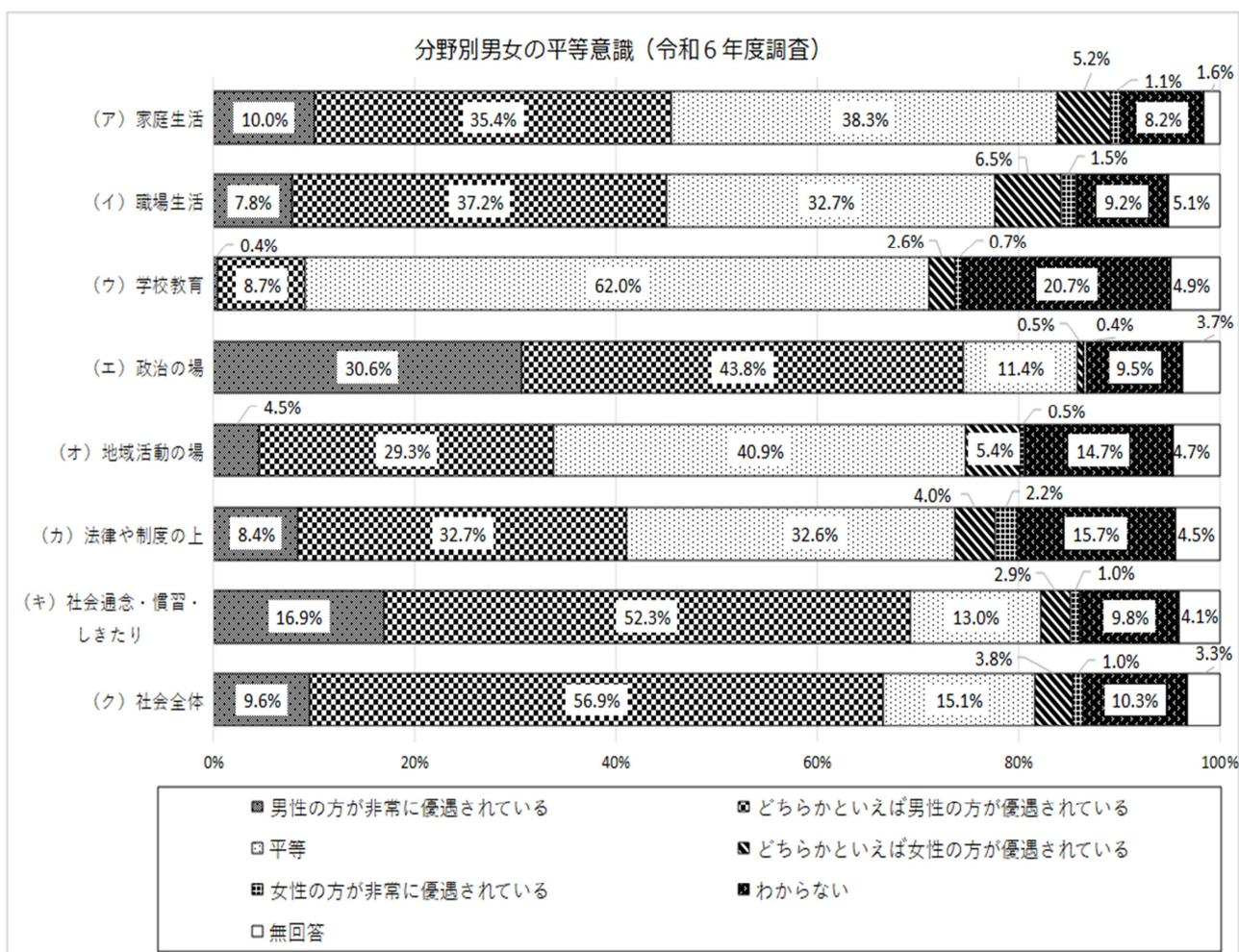
【グラフ5】ライフコースの希望の推移

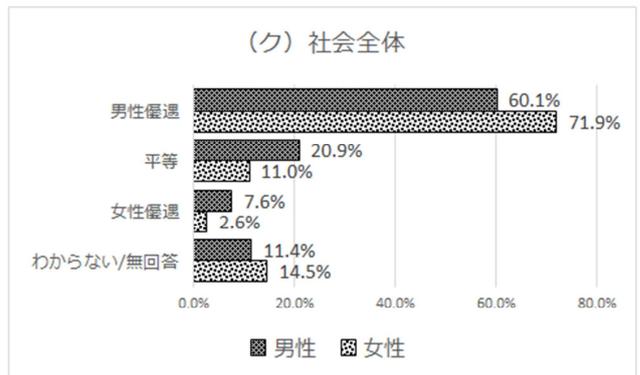
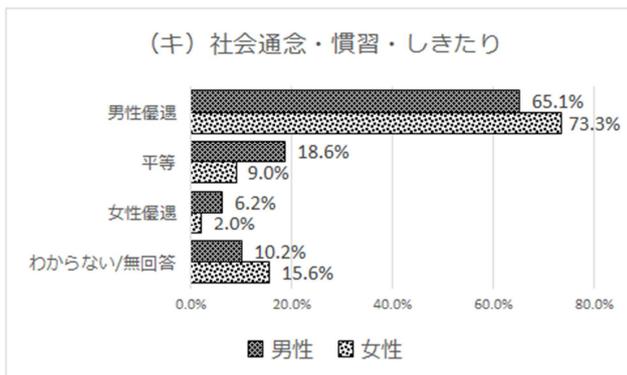
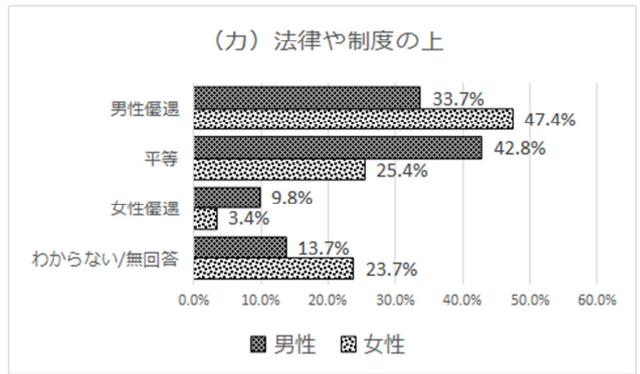
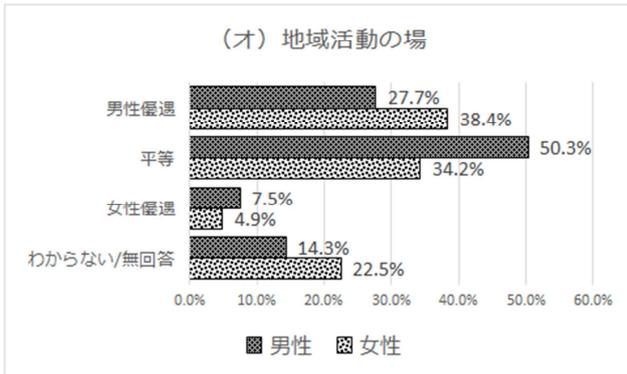
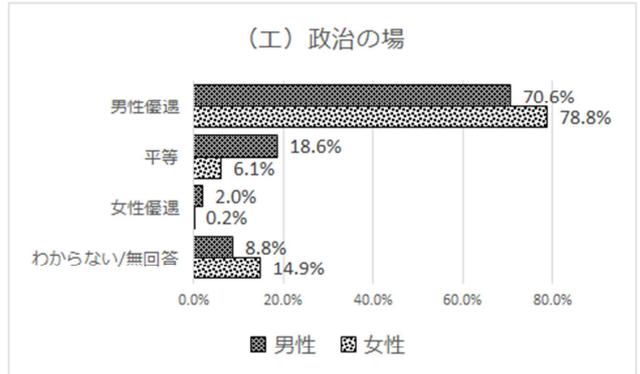
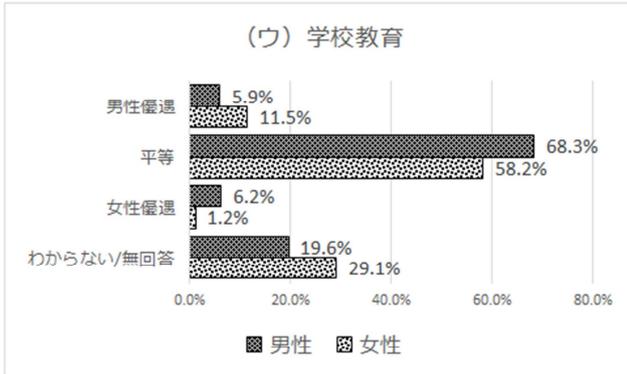
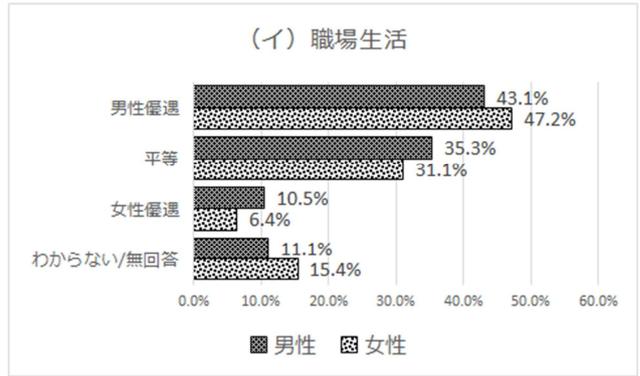
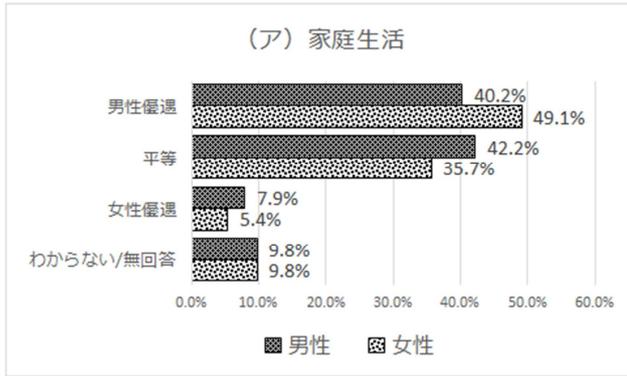


出典：内閣府男女共同参画局「令和7年版男女共同参画白書」

一方、令和6年度に実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査（以下、「県民意識調査」という。）」において、社会全体として男女の地位が「平等になっている」と答えた人の割合は、女性で11.0%、男性で20.9%にすぎず、多くの場面で依然として男女平等の実現には課題が残っています。

【グラフ6】分野別の男女平等意識と男女別回答 [令和6年度：N=728]



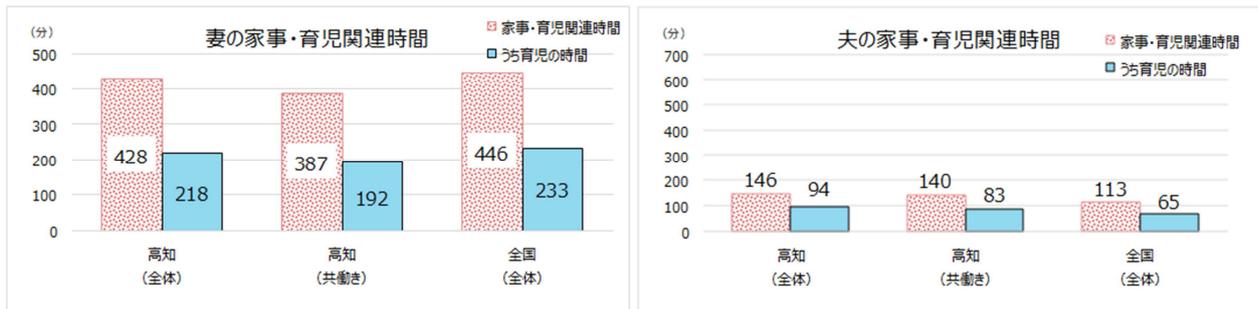


出典：高知県「令和6年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査報告書」

また、本県の男性の家事・育児関連時間は全国平均を上回っていますが、依然として家庭における負担の中心は女性が担う傾向にあり、男女間で家事・育児の分担時間に差がみられます。

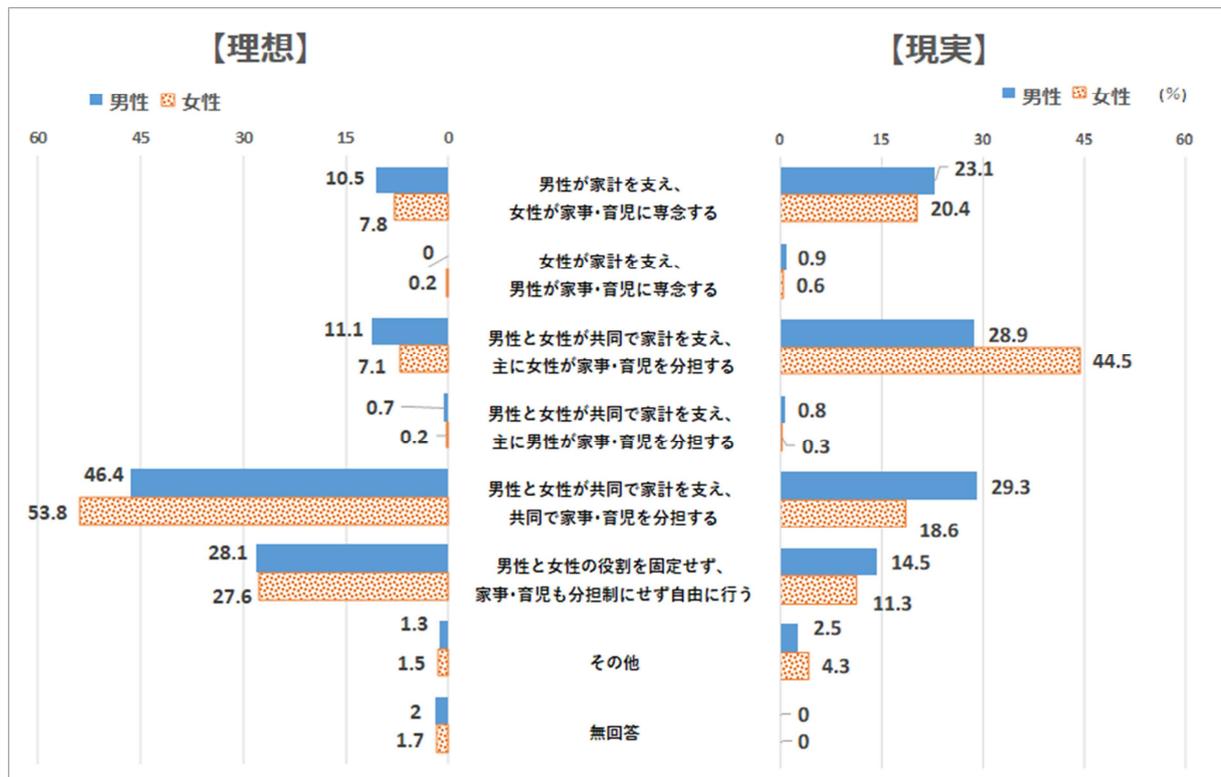
県民意識調査では、家庭生活の理想として、男女とも「共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する」と回答していますが、現実には、男性の約3割が「共同で分担」と回答したのに対し、女性の4割以上が「主に女性が家事・育児を担っている」と答えており、理想と現実の間に意識のギャップが存在しています。

【グラフ7】6歳未満の子供がいる夫婦の家事・育児関連時間（1日あたり）



出典：総務省「令和3年 社会生活基本調査」より作成

【グラフ8】家庭生活における男女の役割分担の理想と現実



出典：高知県「令和6年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査報告書」より作成

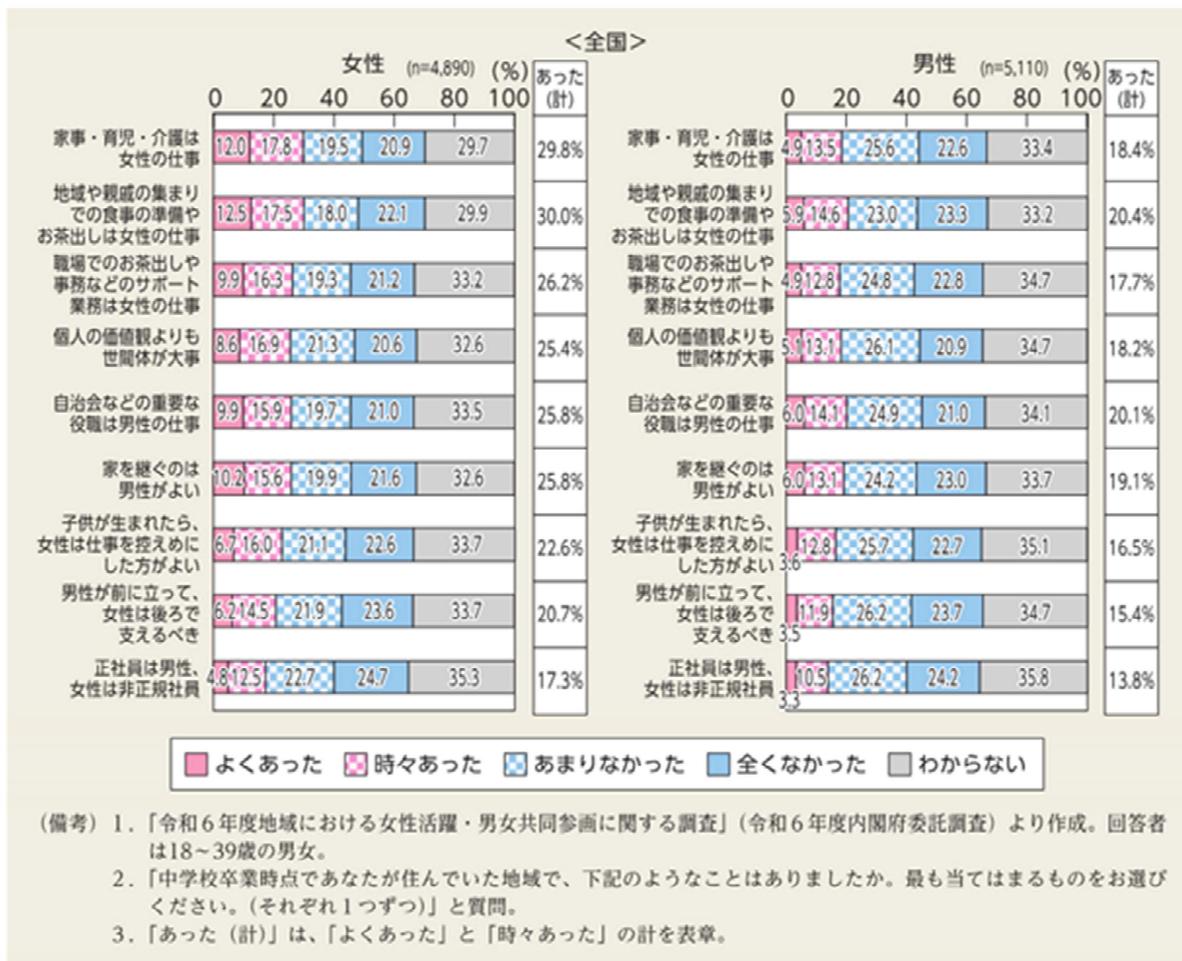
(2) 地域社会における男女共同参画の状況

内閣府の意識調査（国内在住の18～39歳の男女1万人が回答）で、出身地域や勤務先における固定的な性別役割分担意識等の有無について見ると、「あった」（「よくあった」と「時々あった」の計）と感じている者の割合は、全ての項目で、女性の方が高くなっています。

項目別にみると、女性では、「地域や親戚の集まりでの食事の準備やお茶出しは女性の仕事」が30.0%と最も高く、次いで、「家事・育児・介護は女性の仕事」、「職場でのお茶出しや事務などのサポート業務は女性の仕事」の順となっています。

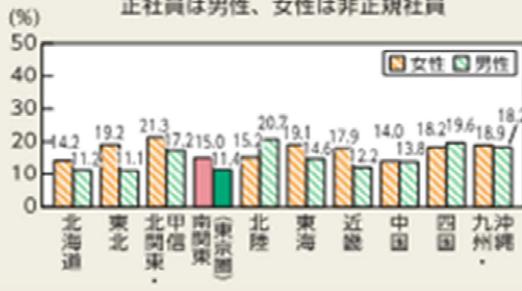
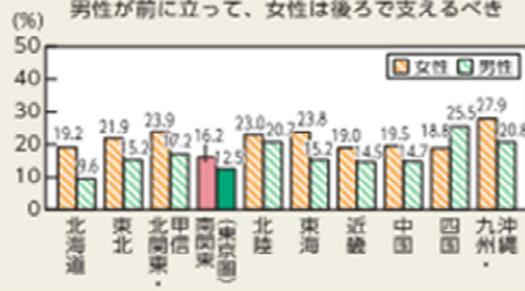
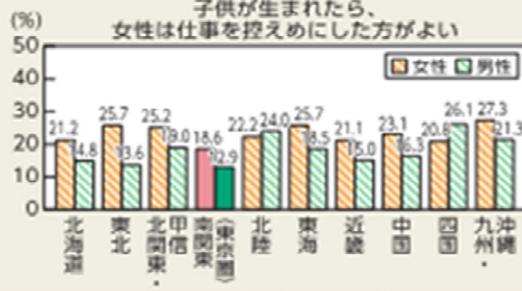
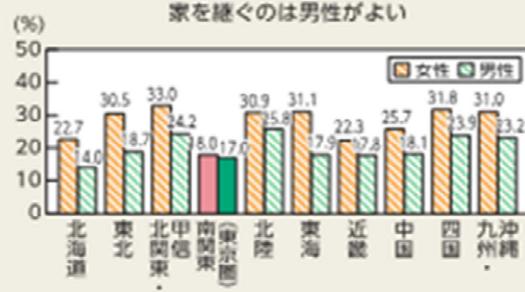
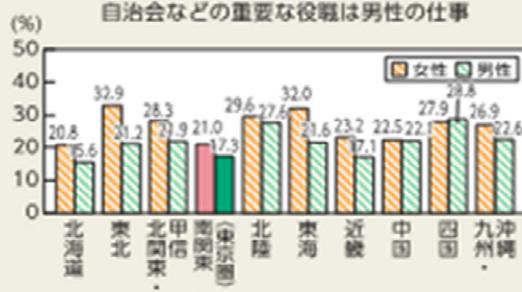
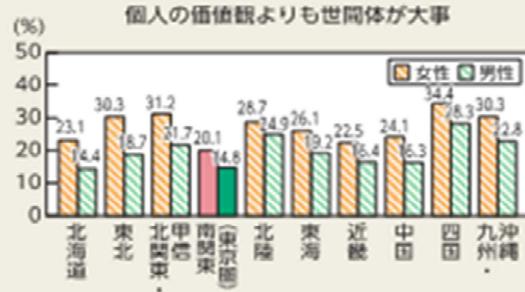
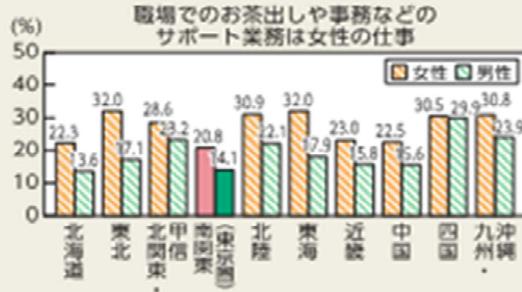
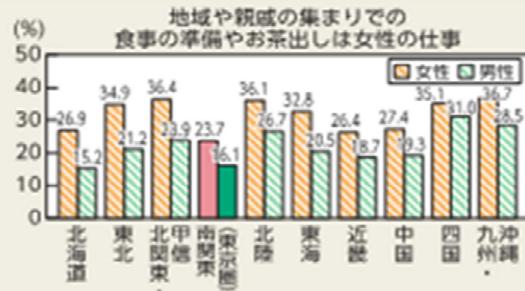
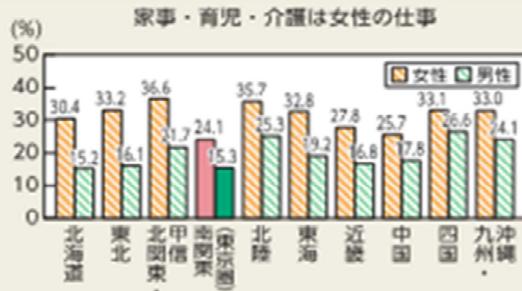
一方、男性では、「地域や親戚の集まりでの食事の準備やお茶出しは女性の仕事」が20.4%と最も高く、次いで、「自治会などの重要な役職は男性の仕事」、「家を継ぐのは男性がよい」の順となっています。

【グラフ9】出身地域における固定的な性別役割分担意識等の有無（男女、出身地域ブロック別）



出典：内閣府男女共同参画局「令和7年版男女共同参画白書」

<出身地域ブロック別・あった(計)>



(備考) 1. 「令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査」(令和6年度内閣府委託調査)より作成。回答者は18~39歳の男女。
 2. 「中学校卒業時点であなたが住んでいた地域で、下記のようなことはありましたか。最も当てはまるものをお選びください。(それぞれ1つずつ)」と質問。選択肢は、「よくあった」、「時々あった」、「あまりなかった」、「全くなかった」、「わからない」。このうち、「よくあった」と「時々あった」の計を表章。
 3. 各地域のnは次のとおり。北海道…女性260、男性250、東北…女性416、男性434、北関東・甲信…女性385、男性401、南関東(東京圏)…女性1,132、男性1,344、北陸…女性230、男性217、東海…女性643、男性610、近畿…女性861、男性876、中国…女性307、男性326、四国…女性154、男性184、九州・沖縄…女性491、男性456。

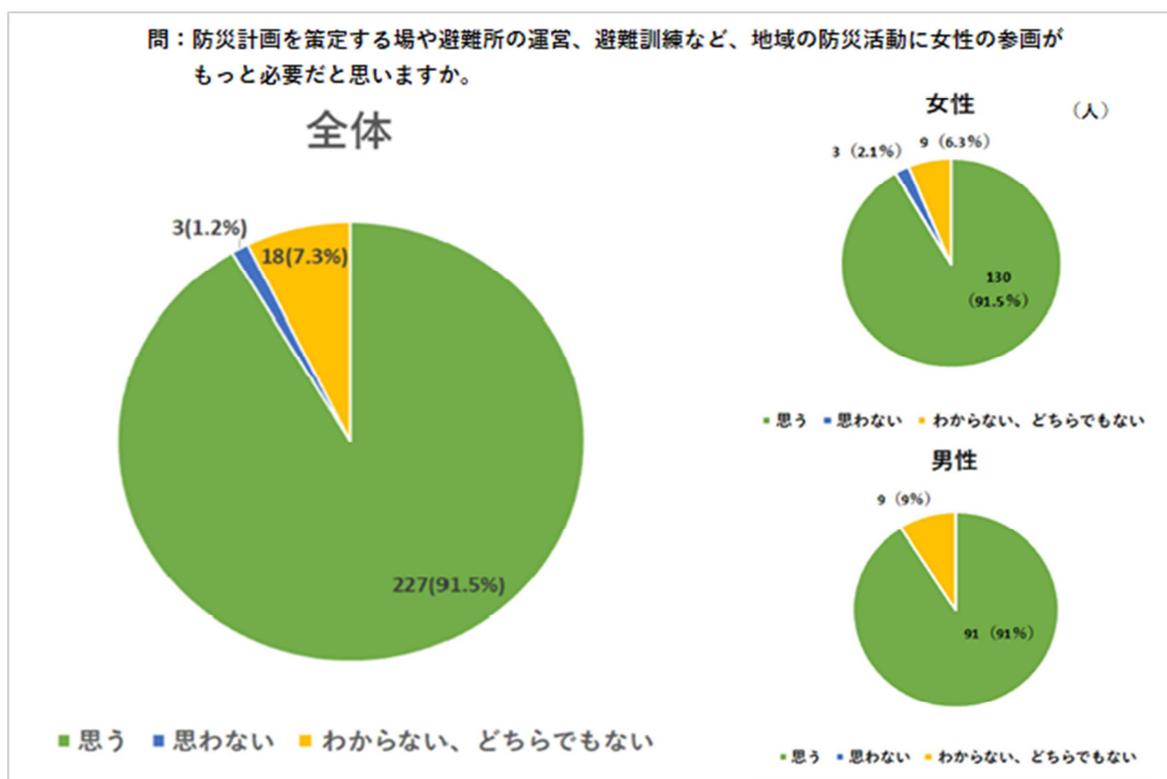
若い世代の人々は、現在も依然として、地域に固定的な性別役割分担意識等があると感じており、こうした状況が、若者の地域定着を妨げる要因の一つとなっています。

地域における暮らしやすさ・働きやすさを改善するためには、一人一人が自らの固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みに気づき、男女双方が意識改革に取り組むとともに、固定的な性別役割分担を前提とした制度や慣習を見直す必要があります。

さらに、地域の課題が多様化・複雑化する中で、効果的な解決を図るためには、性別に関わらず多様な人々が地域活動や意思決定に参画できる環境づくりが不可欠です。防災活動においても女性の参画が地域の防災力や復興力を高めることにつながるため、災害時の対応に女性の視点を反映させることが非常に重要です。

令和6年に実施したこうち男女共同参画センターの意識調査では、男女ともに9割以上が「地域の防災活動に女性の参画がもっと必要」と回答し、平常時からの男女共同参画の視点を取り入れる必要性が示されています。

【グラフ10】地域の防災活動に女性の参画がもっと必要だと思う人の割合[N=248]



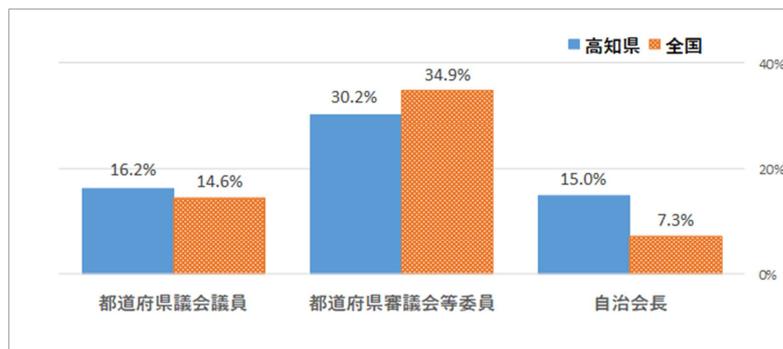
出典：ソーレ「WEB アンケートから見る・考える「こうちの男女共同参画」第6回防災への女性参画2」

(3) 政策・方針決定過程における女性の参画の状況

本県の都道府県議会議員、都道府県審議会等委員、自治会長における女性が占める割合は、都道府県議会議員で 16.2%、都道府県審議会等委員で 30.2%、自治会長で 15.0%となっています。

本県の都道府県議会議員、自治会長に女性が占める割合は全国平均を上回っていますが、都道府県審議会等委員においては全国平均を下回っている状況です。

【グラフ 11】都道府県議会議員、都道府県審議等委員、自治会長に占める女性の参画割合



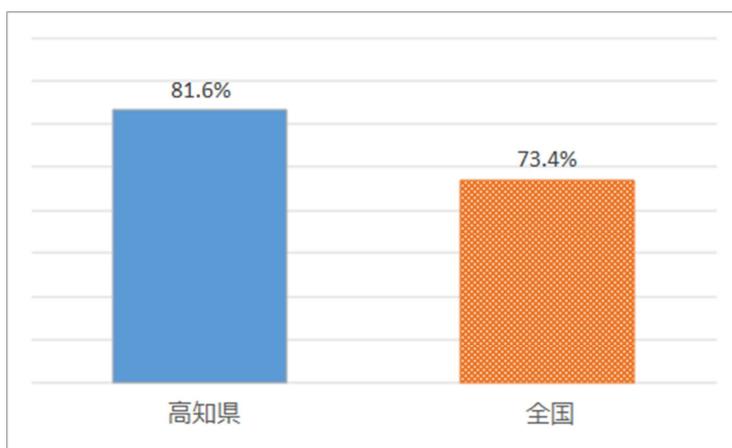
資料：内閣府「都道府県別女性の参画マップ（令和 7 年 6 月作成）」より作成

(4) 就労をめぐる状況

令和 4 年就業構造基本調査によると、本県の育児期女性の有業率は 81.6%と全国平均を 8.2 ポイント上回り、女性の年齢階級別労働力率もほぼすべての年齢層で全国平均を上回っています。

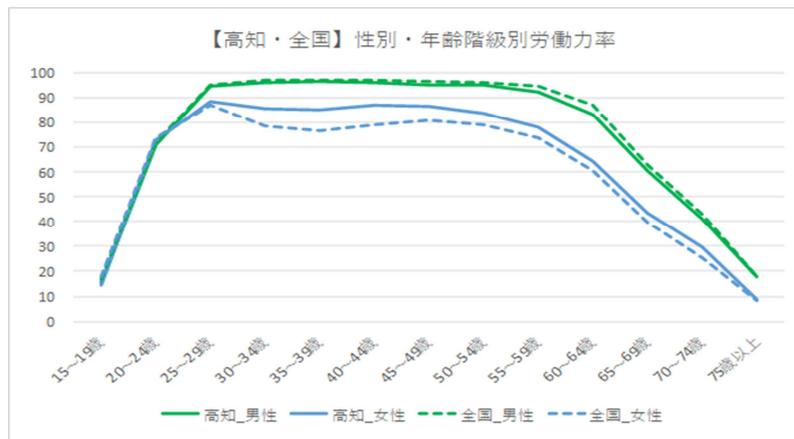
一方で、結婚・出産・子育て期に就業を中断する女性も多く、男性に比べて非正規雇用の割合が高いなど、安定的な就業継続には課題が残っています。

【グラフ 12】育児をしている女性の有業率（15 歳以上人口、高知県・全国）



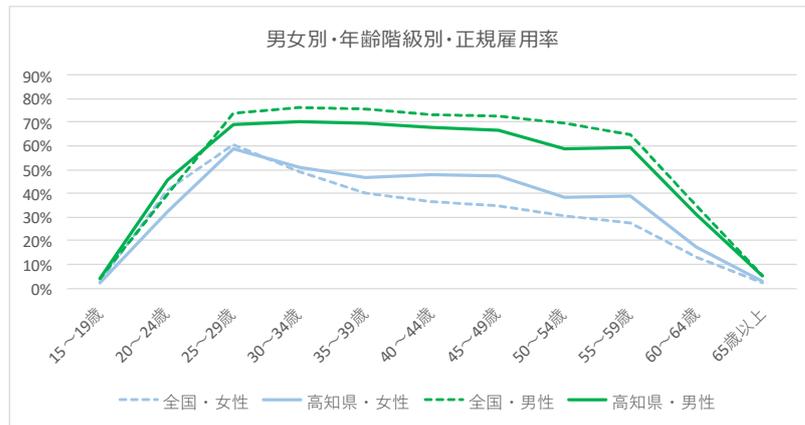
出典：総務省「令和 4 年就業構造基本調査」より作成

【グラフ 13】女性の年齢階級別労働力率の推移



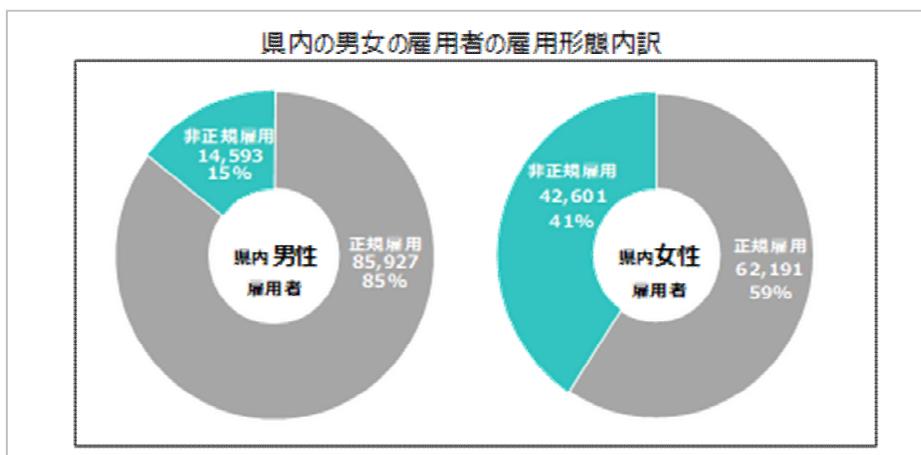
出典：総務省統計局「国勢調査」より作成

【グラフ 14】男女別・年齢階級別正規雇用率



出典：「令和4年就業構造基本調査」より作成

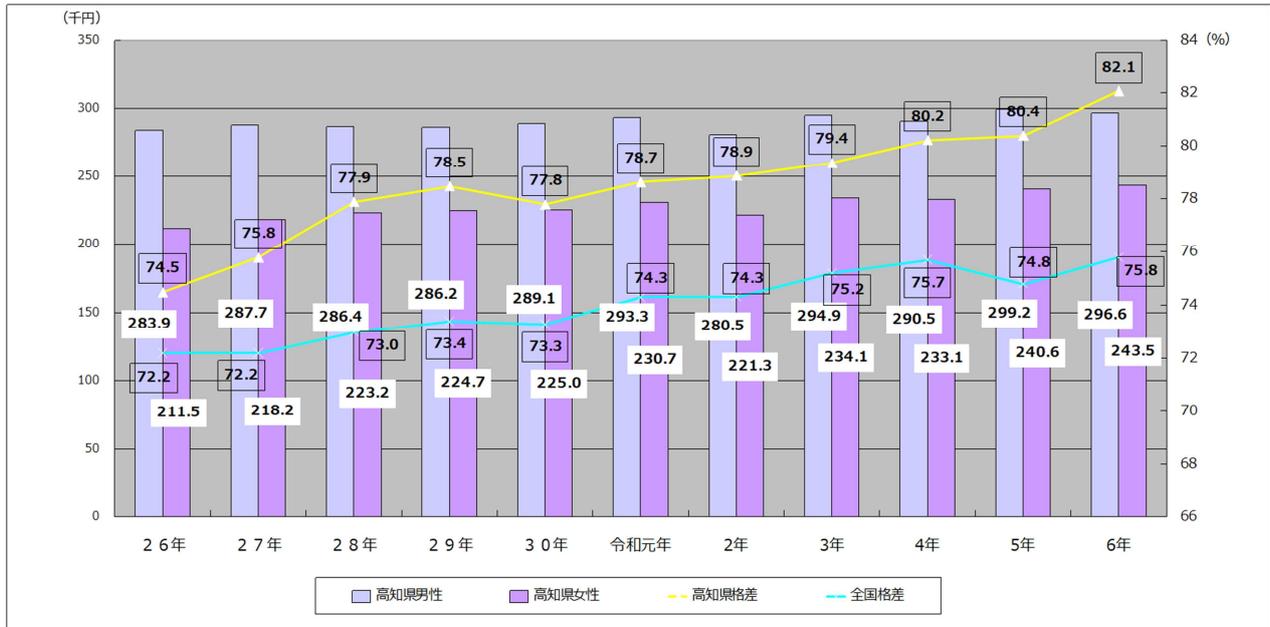
【グラフ 15】県内の男女の雇用者の雇用形態内訳



出典：「令和2年国勢調査」より作成

また、本県の男女の賃金格差（男性の賃金を100とした場合の、女性の賃金の比率）は令和6年に82.1%となり、前年（80.4%）より1.7ポイント上昇しました。男女の賃金比率は全国2位となっていますが、なお17.9ポイントの差があり、女性の管理職比率の低さや、非正規雇用率の高さなどが要因と考えられます。

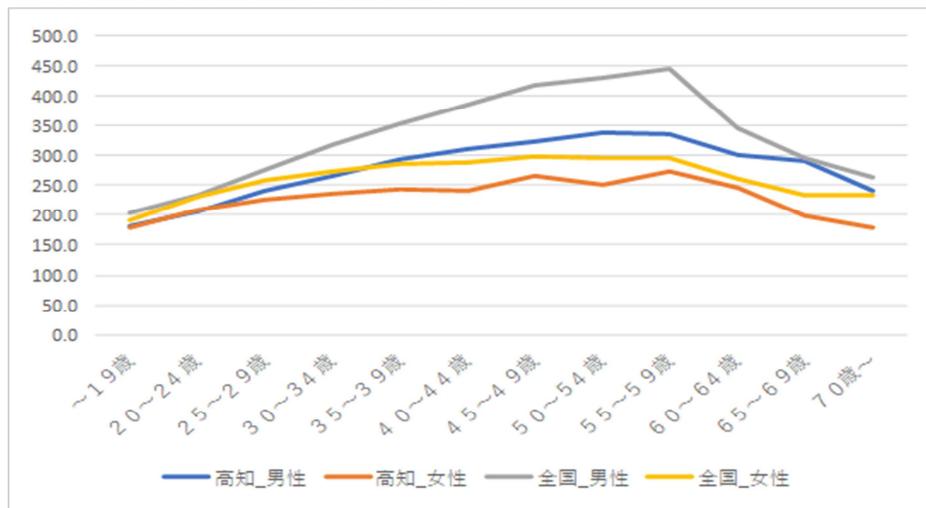
【グラフ16】男女別所定内給与額と格差の推移



※所定内給与額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等）を差し引いた額。
 ※□内の数値は、男性一般労働者の所定内給与額を100.0としたときの、女性一般労働者の所定内給与額の値。
 ※一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者を除いた労働者。

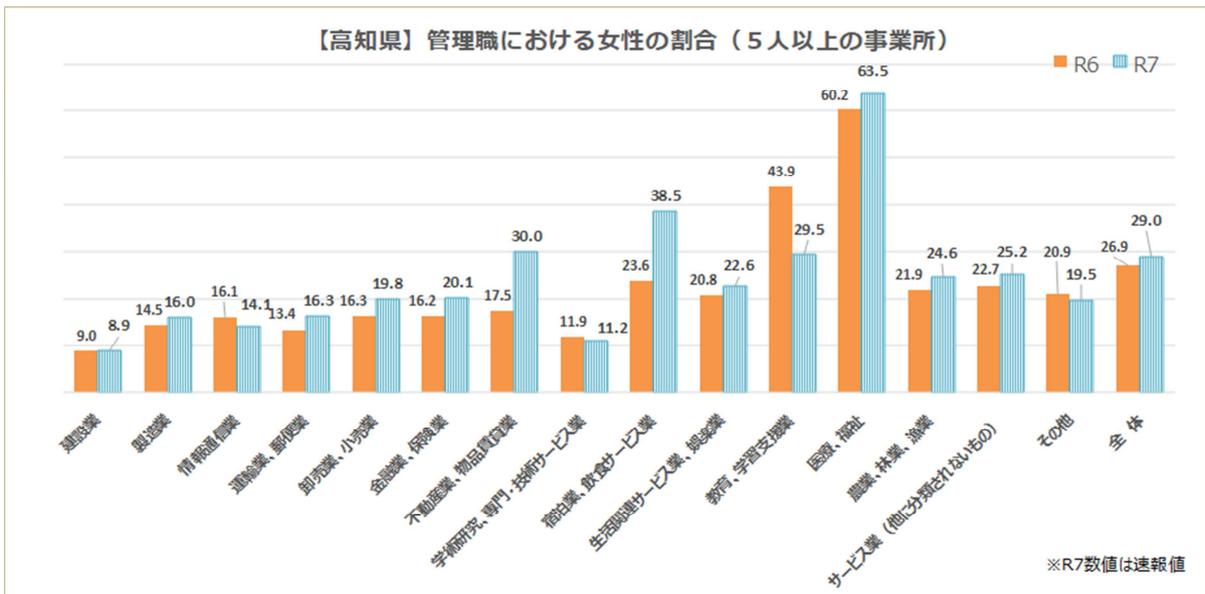
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

【グラフ17】年代別男女間賃金格差（高知県、全国）



出典：「令和6年賃金構造基本統計調査」より作成

【グラフ 18】高知県 管理職における女性の割合（5人以上の事業所/業種別）

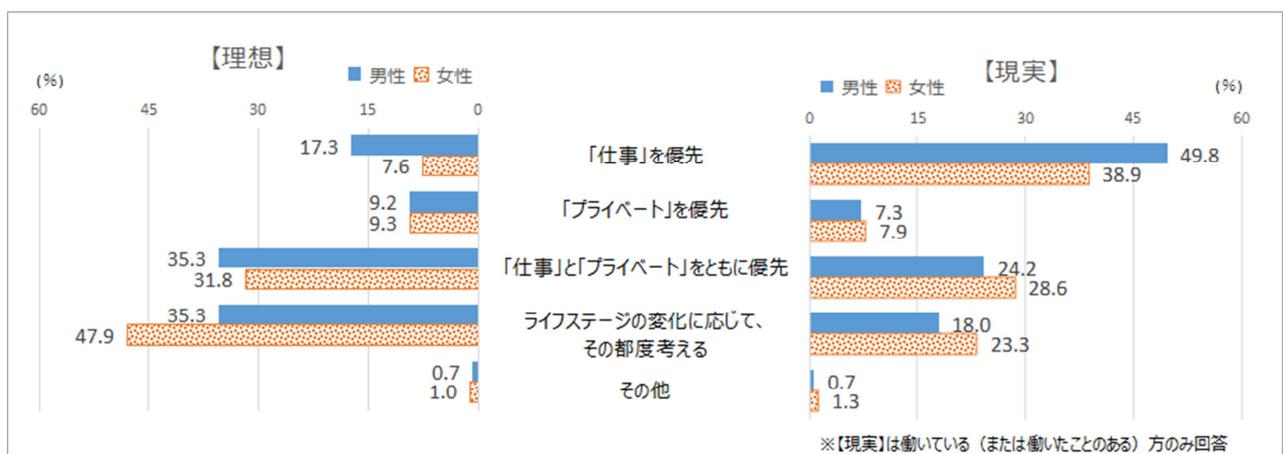


出典：「令和6年度高知県労働環境等実態調査」より作成（R7は速報値）

（5）ワークライフバランスをめぐる状況

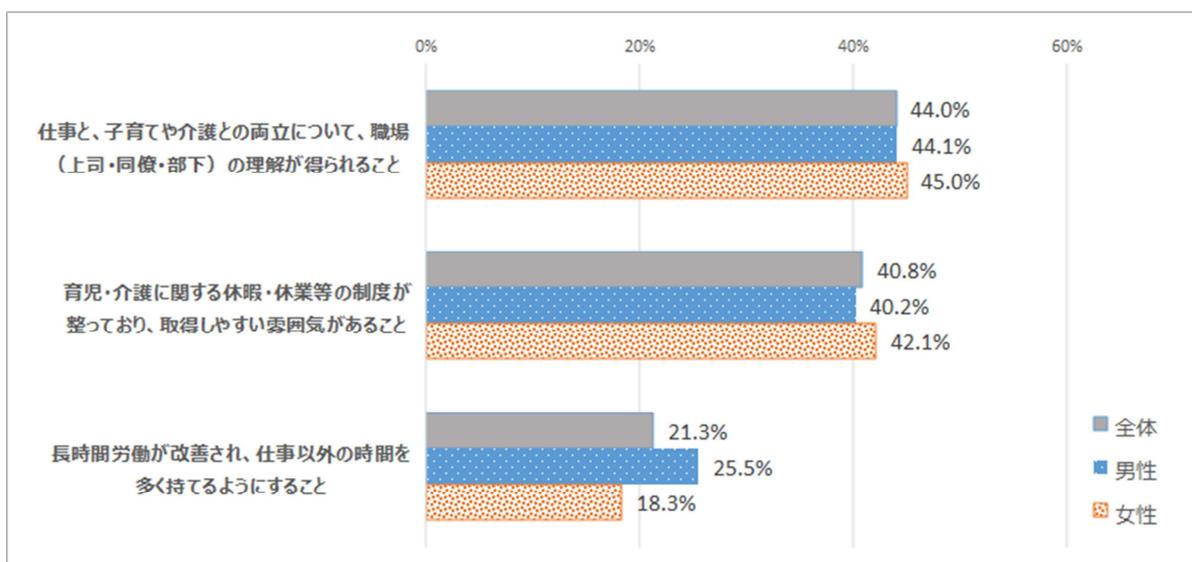
県民意識調査の結果では、仕事とプライベートの優先度の理想と現実について聞いたところ、理想は男女別とも「ライフステージの変化に応じて、その都度考えたい」や「仕事と家庭生活をともに優先したい」が高かったのに対し、現実には「仕事を優先する（した）」が最も高いという結果になり、両立の理想と現実には差が生じています。

【グラフ 19】仕事とプライベートの優先度（理想と現実）の比較【理想N=728、現実N=678】



出典：高知県「令和6年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査報告書」より作成

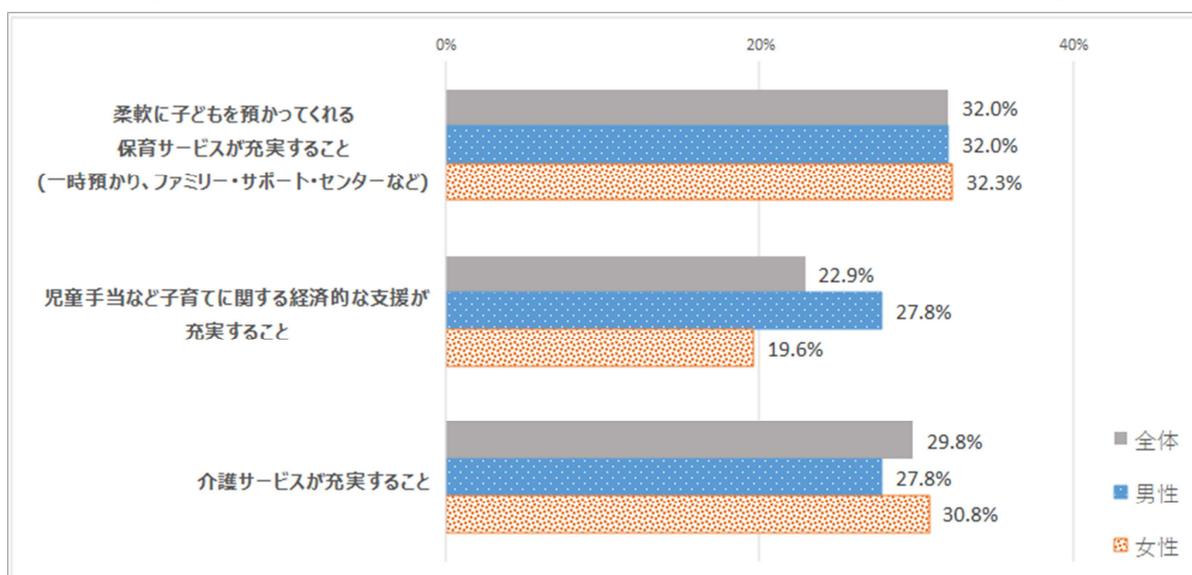
【グラフ 20】男女がともに働きやすくなるために、企業など職場で必要なこと（上位3つのみ）【N = 728】



出典：高知県「令和元6年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査報告書」より作成

また、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児等の家庭での役割の多くを女性が担っている実態があります。男性が家事・育児・介護等に参画し、地域との関わりを持つことが可能となる環境の整備を推進することも必要です。

【グラフ 21】男女がともに働きやすくなるために、行政の取組で必要なこと（上位3つのみ）【N = 728】



出典：高知県「令和6年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査報告書」

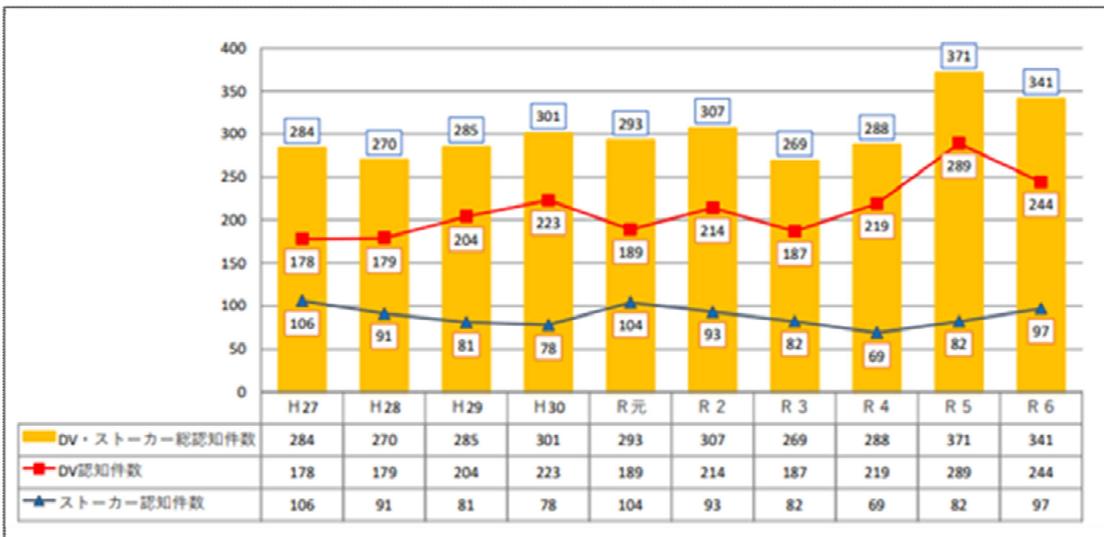
(6) ジェンダーに基づく暴力と困難を抱えた女性をめぐる状況

誰もが性別にかかわらず、個性や能力を発揮するためには、個人の尊厳が尊重され、安全・安心に暮らせることが不可欠です。

ジェンダーに基づく暴力には、DV、性暴力、ストーカー被害、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなど多様な形態があり、特に女性に対する暴力の背景には、男女の置かれた状況の違いや、根深い偏見が存在していることから、根絶に向けては、暴力を絶対に許さないという意識を社会全体で共有し、男女間の経済的な格差の是正や、人権尊重に向けた教育、意識醸成に取り組む必要があります。

また、男性や性的マイノリティ、高齢者、障害者、外国人等を含め、多様な被害者が声を上げやすいよう、相談体制を整備するなどの取り組みが求められます。

【グラフ 22】高知県におけるDV・ストーカー認知件数の推移



出典：高知県警察本部「令和7年号高知県警察 警察白書」

【グラフ 23】性暴力被害者サポートセンターこうち 相談件数の推移



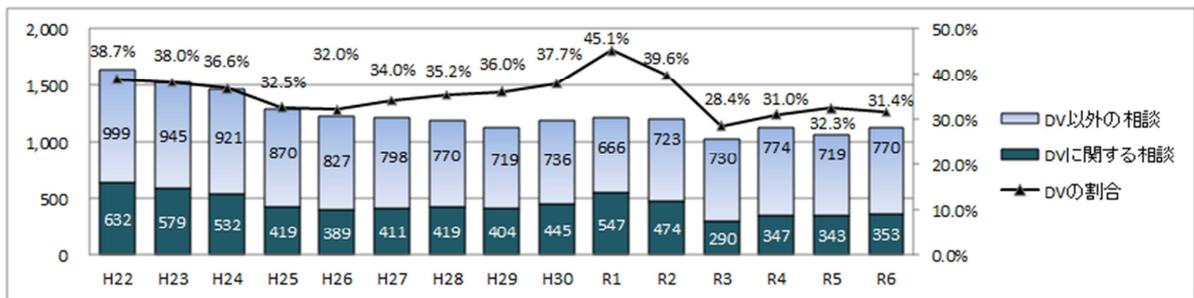
出典：高知県県民生活課

DV被害（性別を問わない）や、女性の生活における悩みなどを受け付ける女性相談支援センターへの相談件数は近年 1,000 件前後で推移しており、DV被害のほか親子間での暴力に加え、貧困、障害など複合化した困難による相談も寄せられています。

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化しました。

貧困等生活上の困難に直面する女性は、自ら支援を求めることが難しいことや、暴力の被害が背景にあることなどにも留意し、必要な福祉サービスを活用しながら、社会生活を円滑に送ることができるよう、包括的で切れ目のない支援を実施することが必要です。

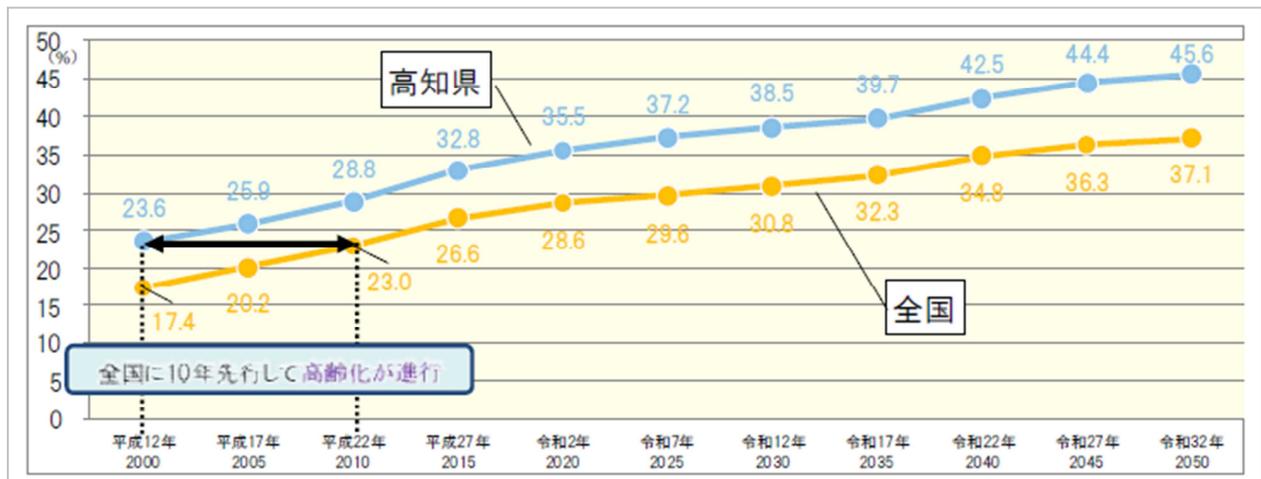
【グラフ 24】相談件数の推移



出典：高知県人権・男女共同参画課

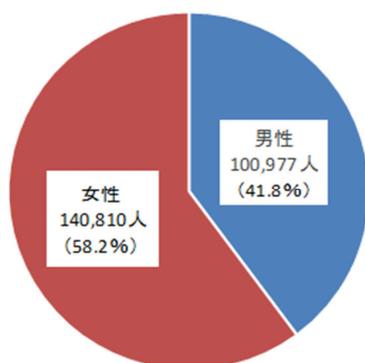
本県では高齢化率が 37.2%（令和 7 年）と全国でも高く、令和 12 年には 38.5%に達すると見込まれています。高齢者の約 6 割を女性が占め、特に 85 歳以上では 7 割を超えるなど、女性の高齢期の暮らしが地域課題に直結しています。孤立や貧困、介護負担、DV など、複合的な困難を抱える女性への支援を一層強化していくことが重要です。

【グラフ 25】高知県と全国の高齢化率の推移

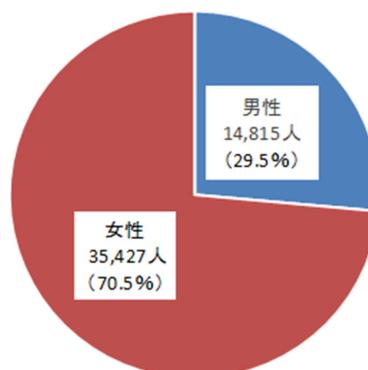


出典：高知県政策企画課「高知県元気な未来創造戦略」

【グラフ 26】高知県 65 歳以上人口男女比



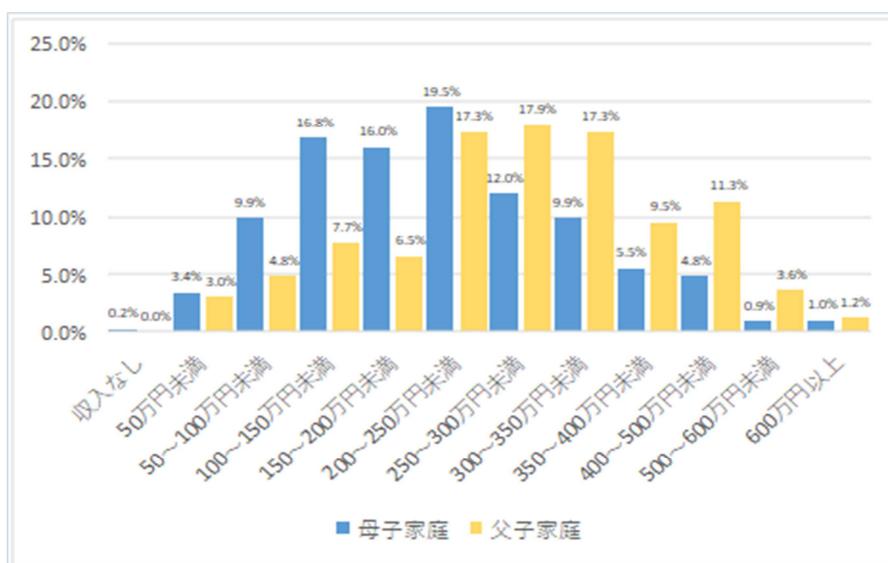
【グラフ 27】高知県 85 歳以上人口男女比



出典：総務省統計局「令和 2 年国勢調査」

また、県内では、世帯全体に占める母子家庭の割合が全国的に高く、母子家庭の約半数が年間就労収入 200 万円未満と、父子家庭と比べて経済的に厳しい状況にあることがうかがえます。そのため、特に母子家庭が安心して暮らし、自立して生活できるよう、継続的な支援が必要です。

【グラフ 28】ひとり親家庭の年間就労収入（2021 年）



出典：高知県子ども家庭課「令和 3 年度高知県ひとり親家庭等実態調査報告書」より作成

障害があること、外国人であることやルーツが外国であること、性的指向・性自認に関すること、犯罪被害者であることなどを理由に社会的困難を抱えている人は、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的に困難を抱えることがあります。

このため、多様な人々への正しい理解を広め、互いを尊重する社会づくりが必要です。

(7) 生涯を通じたからだところの健康をめぐる状況

本県では、女性の健康寿命は全国平均を上回っていますが、男性は全国 46 位という低い水準にあります。男女が生涯を通じて健やかに過ごすためには、お互いの心身の特徴や状況を理解し、性別やライフステージに応じた健康課題に対応することが重要です。

特に女性は、女性ホルモン等の影響で、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など、人生の各段階で心身の状況が大きく変化します。一方、男性は、生活習慣病のリスクを持つ者の割合が高いことや、長時間労働が原因でワークライフバランスを取りにくい状況が、疾病を引き起こしやすい要因となります。

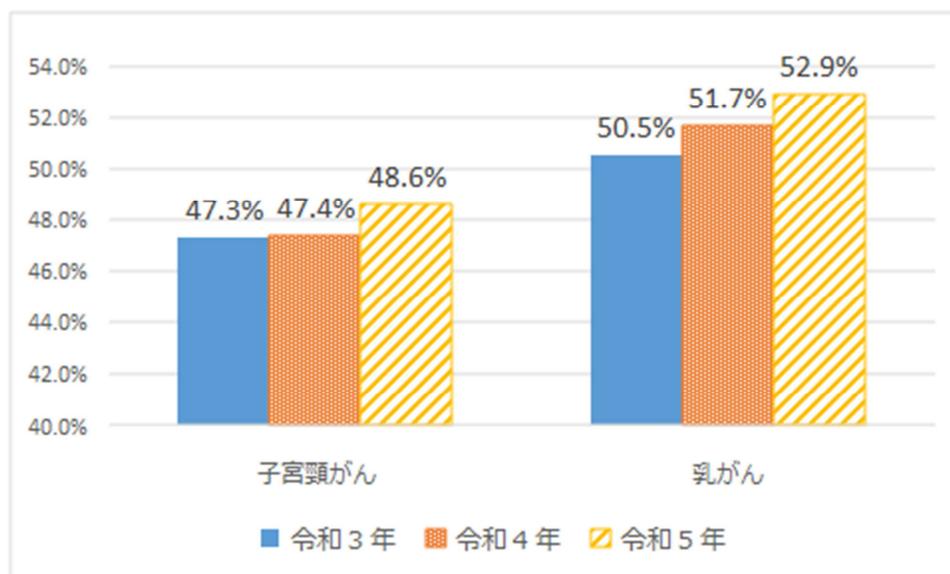
女性特有の疾患に対応した検診として、骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診、乳がん検診が実施されており、特にがん検診の受診率および精密検査の受診率の向上を図ることが重要です。

【グラフ 31】高知県と全国の健康寿命の推移



出典：第4回健康日本 21（第三次）推進専門委員会資料

【グラフ 32】高知県の子宮頸がん・乳がん検診受診率の状況（40-50 歳代・地域+職域検診）



出典：高知県健康対策課調べ「高知県のがん検診受診率」

第3 プランの基本的方向と具体的な取組

1 目指すべき姿

性別にかかわらず、誰もが自分らしくいきいきと活躍できる高知県

女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる高知県を目指します。

2 基本理念

県は、「高知県男女共同参画社会づくり条例」が掲げる次の六つの基本理念に基づき、目指すべき姿の実現に取り組みます。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会の諸制度や慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。

(3) 意思の形成及び決定過程への共同参画

女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定過程に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭での相互協力と職業生活その他の活動との両立

女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家庭の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。

(5) 男女の生涯にわたる健康への配慮

女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 国際社会の取組との協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

3 取組の体系

目指すべき姿			
～性別にかかわらず、誰もが自分らしくいきいきと活躍できる高知県～			
基本理念			
(1) 男女の人権の尊重 (2) 社会の諸制度や慣行についての配慮 (3) 医師の形成及び決定過程への共同参画 (4) 家庭での相互協力と職業生活その他の活動との両立 (5) 男女の生涯にわたる健康への配慮 (6) 国際社会の取組との協調			
テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備			
取組の柱(1) 社会全体の意識を変える			
取組の方向	①多様な生き方・価値観を尊重する意識の向上		
	②国際規範・国際基準の理解・普及の促進		
	③若い世代の多様な選択を可能にする教育・学習の推進		
取組の柱(2) 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり			
取組の方向	①「共働き・共育て」の県民運動の推進		
	②地域社会における男女共同参画の推進		
テーマ2 あらゆる分野における女性の参画拡大			
取組の柱(1) 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大			
取組の方向	①政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性活躍推進計画	
	②企業等における女性の参画拡大		
取組の柱(2) 性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくり			
取組の方向	①性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくりとワークライフバランスの推進		
	②ハラスメント防止対策の推進		
取組の柱(3) 女性の活躍の場の拡大			
取組の方向	①女性の所得向上と経済的自立の実現		
	②一次産業や建設業への女性の就業促進		
テーマ3 安全・安心な暮らしの実現			
取組の柱(1) ジェンダーに基づく暴力の根絶			
取組の方向	①暴力の予防と根絶のための基盤づくり	支援計画 困難な問題を抱える女性及びDV被害者	
	②DV被害者等への支援体制の充実		
取組の柱(2) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備			
取組の方向	①困難な問題を抱える女性に対する支援		
	②高齢者・障害者・外国人・性的マイノリティ等の人々が安心して暮らせる環境整備		
取組の柱(3) 生涯を通じたからだところの健康支援			
取組の方向	①性差を考慮した生涯にわたる健康への支援		
	②リプロダクティブ・ヘルス/ライツを踏まえた性に関する教育の充実		

4 具体的な取組内容

テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

目指す姿 男女共同参画の視点から見た「魅力ある地域づくり」の推進

すべての人が性別にかかわらず、自らの意思で多様な生き方や働き方を選択できる社会を実現するため、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、あらゆる分野における男女共同参画を推進することで、女性や若者が多様な活動に参画し、誰もが安心して暮らせる魅力ある地域へと転換していくことを目指します。

取組の柱（1）

社会全体の意識を変える

◆現状と課題

- 男女平等の理念は広く理解されつつあるものの、性別によって役割やふるまいを決めつける固定的な意識や慣行、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は依然として社会のさまざまな場面に残っており、こうした意識は他者の生き方を制限したり、差別や偏見を生む要因となっています。多様な価値観を尊重し、互いに認め合う意識の醸成が求められています。
- 世界では、すべての人が平等に生きられる社会の実現に向けて、「女子差別撤廃条約」やSDGs 目標5（ジェンダー平等）などの取組が進められています。本県も、こうした理念を踏まえ、誰もが性別にかかわらず尊重される社会づくりを進めていくことが求められます。

調整中

◆主な取り組み

- ①多様な生き方・価値観を尊重する意識の向上
 - 県民や事業者が男女共同参画の意義を理解し、あらゆる場における実践が広がるよう、対象者やテーマ、年代に応じた効果的な手法で広報・啓発、研修、出前講座等を実施します。
 - 市町村計画の策定・推進を支援し、地域に根ざした取組の充実を図ります。
 - 多様な価値観やライフスタイルを尊重し、全ての人々が自分らしく生きられる社会づくりを推進します。

②国際規範・国際基準の理解・普及の促進

○「女子差別撤廃条約」について県民への理解を深め、国際的視点からジェンダー平等の意識を醸成します。

③若い世代の多様な選択を可能にする教育・学習の推進

調整中

○成長段階に応じたキャリア教育を充実させ、男女の違いにとらわれない進路選択を支援します。

◆目標値

<政策目標（達成目標）>

項目	基準値（R6）	目標値（R12）
社会全体で男女平等と感じている人の割合		

<取組目標（事業目標）> ※数値に関しては各課確認後入力

項目	基準値（R6）	目標値（R12）
男女共同参画計画策定市町村の割合		
女性活躍推進法に定める推進計画策定市町村の割合		
調整中		

取組の柱（２）

女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

◆現状と課題

- 本県では、若年女性を中心に県外転出超過が続いており、人口減少の大きな要因の一つとなっています。背景には、固定的な性別役割分担意識や女性の活躍機会の不足、地方でのキャリア形成の難しさなどがあり、地域の魅力向上と働く環境の整備の両面から取組を進めることが求められています。
- 若い世代の男性は家事・育児に対する意欲が他の世代よりも相対的に高く、男性の育児休業取得率は上昇傾向にあります。しかし、男性の育児休業は女性に比べて短期間の取得が多く、また、女性に比べ、子の年齢にかかわらず、残業をしながらフルタイムで働く男性の割合は高く、依然として家事・育児が女性に偏っている現状にあります。
- 令和６年能登半島地震の教訓からも明らかなように、防災・復興の現場に女性の視点を反映することが、地域の防災力や復興力の向上に不可欠であり、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を一層進めていくことが必要です。
- 令和７年の男女共同参画社会基本法の改正により、男女共同参画センターが地域の課題解決を行う関係者相互間連携と協働を促進するための拠点として位置付けられたことから、こうち男女共同参画センターの機能充実が求められています。

◆主な取り組み

①「共働き・子育て」の県民運動の推進と意識改革

- 固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男性の育児休業取得促進を通じた意識改革を経済団体や企業等と連携しながらより一層推進します。
- 男性の家事・育児・介護への参画を促進し、男女がともに家庭や地域を支え合う社会づくりを進めます。
- 優良事例の横展開や、ロールモデルの創出などにより、働き方改革に取り組む企業の拡大を図ります。

調整中

②地域社会における男女共同参画の推進

- 自主防災組織等における女性リーダーの育成や、男女共同参画の視点からの事前の備え、避難所運営、被災者支援等の取組を推進します。
- 男女共同参画に係る取組を行うNPOやボランティア等の地域活動を促進するため、セミナーの開催や専門家派遣等により、団体の活動基盤の強化を図るとともに、社会貢献活動に関する情報提供や各団体と

の連携、ネットワーク化を推進します。

- 男女共同参画センターを地域の中核拠点として、市町村との連携による事業実施や、各種セミナーのオンライン開催、SNS等を活用した情報発信を進め、誰もが参加しやすい環境を整備するとともに、図書・情報資料室を活用した男女共同参画に関する情報の収集・提供を推進します。

◆目標値

<政策目標（達成目標）>

項目	基準値（R6）	目標値（R12）
「家庭生活」で男女が平等と感じている割合		
未就学の子どもがいる男性の平日の家事・育児（女性を100としたときの男性の割合）		
県内企業における男性の育児休業取得率		
「地域活動の場」で男女が平等と感じている割合		

<取組目標（事業目標）>

項目	基準値（R6）	目標値（R12）
県職員における男性の1月以上の育児休業取得率		
市町村職員における男性の育児休業取得率		
女性防災リーダーの数		
高知県防災会議委員に占める女性の割合		

テーマ2 あらゆる分野における女性の参画拡大

目指す姿 多様な働き方の選択と誰もが能力を発揮できる就労環境の実現

男女があらゆる分野で対等に参画し、ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方と最大限の能力発揮ができる就業環境の整備を図ることで、誰もが活躍できる社会の実現を目指します。

取組の柱（1） 政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大

◆現状と課題

- あらゆる分野において、政策・方針決定過程へ男女がともに参画し、女性の活躍が進むことは、多様な視点や新たな発想を取り入れることにつながり、価値観の多様化が進む現代において不可欠です。行政分野等への女性の参画促進や、自治体や企業等での女性管理職の登用促進に取り組む必要があります。
- 県では、行政機関の審議会等への女性の参画を進めるため、担当部局への働きかけを実行してきましたが、女性委員の割合は4割を下回っています。参画が進まない理由として、関係団体等の代表に男性が多く、弁護士・医師・大学教授等の専門分野への女性進出が男性に比べて少ないことが挙げられます。
- 企業等において女性管理職の割合が増えることは、新たな視点が加わり、企業等の成長につながります。また、女性が活躍できることは誰もが働きやすい職場へとつながり、多様な人材確保の観点からも重要です。しかし、育児・介護等のケアワークの女性への偏りや、長時間労働を良しとする企業風土などが課題となり、県内企業における女性管理職の割合は3割を下回り、業種による偏りも見られます。
- 女性が職業生活における活躍を躊躇する要因として、家庭との両立に対する負担感や不安、経験や育成の機会を与えられないこと、目標となるロールモデルが身近にいないことなどが挙げられます。働き方改革を進め、職場環境を整えることに加えて、女性に向けたエンパワーメントの取組も求められます。

◆主な取り組み

①政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 県の審議会委員を選出する関係機関に対し、男女共同参画の重要性について理解促進を行い、女性委員の人材リスト活用等を働きかけ、審議会委員への女性の参画を促進します。
- 政治分野への女性の参画拡大は、政治に多様な視点や新たな発想を取り入れるために非常に重要です。政治分野における女性の参画状況の情報提供・啓発を行い、政治分野への女性の参画を促進します。
- 行政の幅広い分野で女性職員が活躍できるよう、県及び市町村において、女性活躍推進法に基づく女性職員の登用・活躍の推進や、職域の拡大につながる取組を行います。

②企業等における女性の参画拡大

- 企業等が役員や管理職に女性を登用し、多様な価値観を反映した意思決定によって発展できるよう、経済団体と連携し、女性の登用や継続的な就業を支援するとともに、企業トップの意識改革に取り組みます。
- 女性のキャリアアップを支援し、目標となるロールモデルとの交流などを促進します。これにより、女性が職業人生での選択肢を広げ、さらに高い目標に向かって成長する環境を整備します。
- 管理職への女性登用など、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業等を認証することで取組を促進します。

◆目標値

<政策目標（達成目標）>

項目	基準値（R6）	目標値（R12）
県の審議会等委員の男女構成（女性委員の割合）		
県内企業における女性の管理職割合		

<取組目標（事業目標）>

項目	基準値（R6）	目標値（R12）
女性比率が40%～60%の県の審議会等の数		
市町村の審議会等委員に占める女性の割合		
ワークライフバランス推進認証企業数（女性活躍部門）		

取組の柱（２）

性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくり

◆現状と課題

- 県民意識調査では、男女がともに職場で働きやすくなるためには「職場の理解」「休暇・休業制度の利用しやすさ」「長時間労働の改善」が必要との回答が多くなっています。働くことを希望するすべての人が、生活を充実させながら働ける職場づくりが求められており、働き方改革の重要性が増しています。
- 女性活躍推進法の改正により、仕事と家庭生活が両立できる職場風土の醸成や、ハラスメント防止対策、仕事と健康課題の両立支援など、女性が能力を発揮しやすい環境整備がさらに必要です。
- 男女がともに仕事と育児・介護等の二者択一を迫られないよう、保育サービス、ファミリー・サポート・センター、介護サービス等の充実に取り組んできましたが、共働き世帯の増加などの世帯構成の変化により、これらの支援の重要性が一層高まっています。

◆主な取り組み

①性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくりとワークライフバランスの推進

- 働き方改革の更なる推進と、テレワークをはじめとする多様で柔軟な働き方の実現に向け、全ての人がライフイベントに左右されることなく働き続けられる環境づくりを進めます。また、企業における柔軟な働き方の導入を支援し、育児や介護等と仕事を両立できるよう、働き方の選択肢を広げるための施策を実施します。
- 仕事と家庭の両立支援など、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証することで取組を促進します。
- 待機児童の解消に加え、延長保育、病児保育、ファミリー・サポート・センターなど多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、介護サービス提供体制の確保に取り組み、仕事と子育て、介護との両立支援を進めます。
- 不妊治療を受けやすい環境整備に向けて、不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発を行います。

②ハラスメント防止対策の推進

- 研修・啓発を通じて、企業等及び労働者がハラスメント防止のための自らの責務を認識し、職場や就職活動等におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等が行われない職場づくりを推進します。

◆目標値

<政策目標（達成目標）>

項 目	基準値 (R6)	目標値 (R12)
「職場生活」で男女が平等と感じている割合		

<取組目標（事業目標）>

項 目	基準値 (R6)	目標値 (R12)
ワークライフバランス推進延べ認証企業数（累計）		
ファミリー・サポート・センター提供会員数		
ハラスメントに関する講座を実施した企業数及び参加者数		

◆現状と課題

- 雇用者のうち非正規雇用労働者の割合は、男性が2割程度に対し、女性は4割を超えており、女性の非正規雇用の多さは、高齢期を含めた女性の貧困や待遇面の格差の一因となっています。
- 令和6（2024）年の男性の所定内給与額を100とした場合、女性の所定内給与額は82.1%であり、男女間の賃金格差が生じています。
- 特に女性の所得向上・経済的自立に向け、正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差を解消する同一労働同一賃金の取組や、リスキリング支援、就職支援を進めるとともに、育児や介護で離職した人々への再就職支援を強化し、希望する非正規雇用労働者が正規雇用へ転換できる環境づくりが必要です。
- デジタル技術の進展により、働き方の多様化が進み、女性の経済的自立を後押しする柔軟な働き方が広がっています。また、作業の自動化や効率化が進むことで、女性の就業分野の選択肢も増え、性差による負担が軽減されることが期待されます。
- 一次産業や建設業等これまで男性が中心的な担い手となってきた分野においても、女性の参画を促進するため、就労環境の改善や人材育成の取組が必要です。

◆主な取り組み

①女性の所得向上と経済的自立の実現

- 子育て中の女性、非正規雇用・休職中の女性等を対象に、将来のキャリアに関する相談や就職相談から就職支援情報、保育情報の提供、就職あっせんまできめ細かな就職支援を行います。
- 子育て中の女性等を対象に、多様な求職者のニーズに応じた職業訓練及び就職支援を実施するとともに、育児等の家庭の事情により制約がある場合でも、託児サービス付きの訓練コースを提供する等により職業訓練が受講しやすい環境の整備を図ります。
- 短時間正社員など多様な正社員制度を導入し、非正規雇用労働者の正社員転換を進める事業主に対する導入支援等を行います。また、適切な労務管理下におけるテレワークなど労働者のニーズに応じた多様な働き方を実現するための環境整備を推進します。
- 女性の所得向上と多様で柔軟な働き方の実現を図るため、就労やキャリアアップ、起業等に直結するデジタルスキルの習得・就労を支援します。
- 地域におけるデジタル人材の需要の創出につなげるため、中小企業におけるDXの推進を支援します。
- 女性の就職希望の多い事務系企業（IT・コンテンツ企業を含む）の誘致に取り組みます。

②一次産業や建設業への女性の就業促進

- 女性の就業の選択肢を増やし、主要な担い手としての活躍へつなげるため、一次産業や建設業の魅力発信や、女性が参加しやすい研修の実施などに取り組みます。
- 性差による身体の負担の軽減が女性の就業分野の選択肢拡大に寄与することから、ものづくり産業や農林水産業、建設業などの各産業分野におけるデジタル技術の活用・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を支援します。
- 「農村女性リーダーネットワーク」や「林業女子会」「水産女子会」などによる活動の推進により、女性農林水産業者が活動しやすい環境づくりに取り組みます。

◆目標値

<政策目標（達成目標）>

項目	基準値（R6）	目標値（R12）
女性の有業率（生産年齢人口：15～64歳）		
男女の賃金格差（男性を100としたときの女性の割合）		

<取組目標（事業目標）>

項目	基準値（R6）	目標値（R12）
高知家の女性しごと応援室における就職者数		
女性デジタル人材育成事業による新規就労者数		

テーマ3 安全・安心な暮らしの実現

目指す姿 暴力のない社会と誰もが安心して暮らせる支援体制の実現

あらゆる暴力を根絶し、高齢者や障害者、ひとり親家庭など、様々な困難を抱える女性等への支援や、育児・介護等の基盤、生涯を通じた健康支援に取り組むことにより、男女共同参画の面から見た健やかで安全な暮らしを目指します。

取組の柱（1）

ジェンダーに基づく暴力の根絶

◆現状と課題

- 性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、セクシュアル・ハラスメントなどのジェンダーに基づく暴力は、個人の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、その根絶に向けては、県民一人ひとりが理解を深め、加害者にも被害者にも、そして傍観者にもならないよう取組を強化していく必要があります。
- 暴力の予防と根絶、被害者の支援については、男女間の経済的格差の解消や、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点による性や健康に関する正しい知識の啓発等の取組が関連することに留意し、施策を推進していく必要があります。
- 県民意識調査では、DV被害を「相談した」と回答した割合は男性 34.6%、女性 54.3%と男性は相談をしにくい傾向が見られます。また、「女性相談支援センター」を知っていると答えた人は全体の2割未満にとどまるなど、相談支援機関の認知度の低さが課題です。

◆主な取り組み

①暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、幼児期からこどもの発達段階に配慮した「生命（いのち）の安全教育」の実施を推進します。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の期間を中心に、暴力の根絶と相談窓口の周知に向けた啓発を行います。
- 女性相談支援センターや男女共同参画センターをはじめとする多様な相談窓口の周知を図ることで、男性や性的マイノリティを含むDV被害者等が相談しやすい体制を整備します
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）に基づく基本指針等を踏まえ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する取組を推進します。

②DV被害者等への支援体制の充実

- 女性相談支援員の専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を図ることで配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組み、被害者の状況に応じた安全できめ細やかな相談や、自立に

に向けた支援を行います。

○女性相談支援センターは、男性を含むDV被害者に対し、民間シェルター等と連携して、柔軟かつ適切な一時保護を実施します。また、一時保護所においては、被害者に対する安全の確保や心理的ケアによる心身の回復支援のほか、同伴児童への学習支援等を実施し、関係機関と連携して退所後の生活再建を支援します。

○性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、被害者の相談支援に取り組みます。

○適切な被害者の保護措置を行うとともに、DV・ストーカー事案等ジェンダーに基づく様々な暴力事犯に対して厳正に対処します。

○市町村におけるDV被害者支援の体制が整備されるよう、市町村計画の策定や人材育成を支援し、DV被害者の早期発見や生活再建に向けて連携を図ります。

◆目標値

<政策目標（達成目標）>

項目	基準値（R6）	目標値（R12）
DV被害について、どこ（だれ）にも相談していない割合		

<取組目標（事業目標）>

項目	基準値（R6）	目標値（R12）
女性相談支援員の配置数		
DV防止法に基づく基本計画を策定している市町村数		

取組の柱（２）

貧困等生活上の困難に対する支援と 多様性を尊重する環境の整備

◆現状と課題

- コロナ禍以降、女性の抱える課題は生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係の破綻など複雑化・多様化・複合化していることが顕在化しており、孤独・孤立対策といった視点も含め、支援対象者に寄り添った包括的かつ切れ目のない支援を提供する必要があります。
- 県が高校生等に実施したアンケート調査では、悩みを抱えていてもおよそ４人に１人は誰にも相談せずに抱えていることが分かり、相談のハードルを下げる取り組みにより、適切な支援につなげることが必要です。
- 県では、世帯全体に占める母子家庭の割合が全国的にも高く、その約半数が年間就労収入 200 万円未満と経済的に厳しい状況にあり、ひとり親家庭の母親への就労支援など、貧困等生活上の困難に対する支援が必要です。
- 高齢者・障害者・外国人などが安心して暮らせる地域づくりや、性的マイノリティ等の性の多様性を尊重する環境づくり・支援により、多様性への社会的理解を促し、互いに認め合える社会を目指すことが必要です。

◆主な取り組み

①困難な問題を抱える女性に対する支援

- 支援対象者の意思を尊重しながら、適切に支援できるよう、女性相談支援員や関係機関職員の専門性向上のための研修を実施するなど、相談支援機能の強化を図ります。
- 若年層に身近な SNS 等を活用した情報発信や相談支援、アウトリーチや居場所の提供など、民間団体との協働・連携による柔軟な取組を通じ、支援対象者の早期発見と安心して相談できる体制の充実に取り組みます。また、若年層の支援対象者の早期把握、適切な支援に向け、教育機関との連携を推進します。
- 女性相談支援センターは、帰住先のない女性等困難な状況にある人に対し、民間シェルター等と密接に連携して、柔軟かつ適切な一時保護を行います。また、一時保護所においては、安全の確保や心理的ケアによる心身の回復支援のほか、同伴児童への学習支援等を実施し、関係機関と連携して退所後の生活再建を支援します。
- 女性自立支援施設において、支援対象者の心身の健康の回復に向けた医学的援助や、同伴児童への学習及び生活支援を行い、地域での自立した生活への移行に向けた効果的な支援のための機能強化を図ります。
- 予期せぬ妊娠等についての相談窓口を設置し、妊娠や子どもの養育等に関する相談支援、医療機関等への同行支援、一時的な住居の提供などに取り組み、困難を抱える妊婦や出産後の母子等に対する支援に取り組みます。
- ひとり親の家庭や社会的自立に困難を抱える若者等のそれぞれの状況に応じたきめ細かな就労

支援や自立支援を行います。

○県は支援調整会議の開催を通じ、支援対象者の意向に寄り添ったケース検討を行います。また、関係機関のスキル向上に努めるとともに、支援施策の改善に向けた意見を関係機関から聴取します。

○市町村における相談支援を充実させるため、基本計画の策定や支援調整会議の設置、女性相談支援員の配置を促進するとともに、市町村担当職員の資質向上に向けた支援を行います。

○県は、多様な背景や困難を抱える支援対象者に対し、民間団体の知見を活かした柔軟な支援が実施されるよう、民間団体の育成・支援に取り組みます。

②高齢者・障害者・外国人・性的マイノリティ等の人が安心して暮らせる環境整備

○介護予防や生きがいづくり、認知症施策の推進により、高齢者が安心して暮らせる体制づくりを支援します。

○地域における相談支援体制の充実や社会参加の推進、就労促進や工賃アップ、働く場の確保など、障害のある人に対する支援を行います。

○言語や文化・価値観の違いなどにより地域における孤立等の困難に陥らないよう、日本語教育の機会の拡充や多言語による情報提供、外国人が安心して相談できる体制の充実を図り、多文化共生を推進します。

○多様性を尊重する社会づくりに向け、多様な性の理解に向けた広報・啓発などの取組を行います。

◆目標値

<政策目標（達成目標）>

政策目標無し

<事業目標（取組目標）>

項目	基準値（R6）	目標値（R12）
女性支援新法に基づく基本計画を策定している市町村数		
女性相談支援センターの認知度		
女性相談支援員の配置数（再掲）		
生きがいづくりや介護予防のための通いの場の参加率		
障害のある人が「高知県が障害のある人にとって住みやすい県」と感じる割合		

「多文化共生」の意味も含めた認知度		
「性的指向や性自認に関する人権上の問題点がわからない」の割合		

◆現状と課題

- 男女が互いの身体的性差を理解し、尊重できることは、男女共同参画社会の形成における大前提です。女性は、月経、妊娠、閉経などによるホルモンバランスの変化が心身に大きな影響を与える一方で、男性は、健康を害する生活習慣や自殺、ひきこもりの割合が女性より高いことが指摘されています。すべての人が生涯にわたって健康的な生活を送るためには、性差やライフステージに応じた健康づくりの取り組みや支援が求められます。
- 働き盛りの男女には、長時間労働等による健康への影響や個々の健康課題に対する理解と支援が求められています。特に女性は、ライフステージごとの健康課題（月経・妊娠・閉経等）によって心身の状態が大きく変化するという特性があり、望まない離職の原因の一つとなっています。
- 県民意識調査では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」について「内容を知っている」と答えた人がわずか 3.3%であり、認知度が極めて低いことがわかりました。今後は、すべての人が自分の身体や健康について正しい知識や情報を基に判断し、その自己決定が尊重される社会づくりが必要です。

◆主な取り組み

①性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

- 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率及び精密検査受診率の向上に向けた施策を推進し、女性特有の疾患の早期発見と早期治療の促進を図ります。
- 生活習慣病予防のため、「体重」及び「血糖」対策を重点に、生涯を通じた健康づくりについて総合的な啓発を実施します。
- 月経随伴症状や更年期症状などのライフステージごとの女性特有の健康課題とその対処方法について、研修や啓発活動を通じて理解を深め、健康管理の重要性を広めるとともに、有症状者が適切な医療機関への受診の必要性を自ら判断できるよう、ヘルスリテラシーの向上を図ります。
- 働く女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職を防ぎ、就労継続やキャリア形成が妨げられないよう、企業等に対して、仕事と健康課題の両立を推進する取組を行います。
- こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、男性や性的マイノリティなどに向けた多様な相談窓口を設置し、専門の相談員が様々な悩みの相談に対応します。

②リプロダクティブ・ヘルス/ライツを踏まえた性に関する正しい理解の促進

- 性別を問わず、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを踏まえた性に関する教育や啓発活動を実施し、特に子どもの発達段階に応じた性感染症の予防や避妊方法に関する理解を深めます。
- 思春期を対象に、性の悩み等を気軽に相談できる場を設置するとともに、思春期ハンドブックの配布等を通じた性や健康に関する正しい知識の啓発に取り組みます。
- 性別に関わらず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含むライフデザイン

(将来設計) や将来の健康を考えて健康管理を行う「プレコンセプションケア」の推進のため、「プレコンセプションケア」の普及及び相談支援の充実に取り組みます。

◆目標値

<政策目標（達成目標）>

項 目	基準値 (R6)	目標値 (R12)
健康寿命の延伸		

<事業目標（取組目標）>

項 目	基準値 (R6)	目標値 (R12)
子宮頸がん・乳がん検診受診率 (40-50 代)		
妊娠 11 週以内での妊娠届出率		
10 代の人工妊娠中絶実施率の減少		
プレコンセプションケアの認知度「内容を知っている」と答えた人の割合		

第4 推進体制

このプランの取組を着実に進めるため、県庁内外の推進体制をさらに充実させるとともに、市町村、事業者、関係団体等との連携強化を図り、男女共同参画社会の実現に向けた取組が官民協働による県民運動へとつながるよう推進します。

1 推進体制の強化

男女共同参画に関する施策は、県庁内の各部が関係しており、また、各部の施策が成果を上げるためには、立案、実施する際に、男女共同参画の視点からの検討が必要です。

このため、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するために、知事を本部長とする**高知県男女共同参画推進本部**を中心に、全庁的な取組を積極的に進めます。

また、男女共同参画に関する外部有識者（学識経験者、労働分野、教育分野、女性団体、商工・農林水産業分野、市民活動分野など）からなる「**こうち男女共同参画会議**」においては、P D C Aサイクルによる取組状況の点検・評価を行い、意見を積極的に取り入れ、取組の更なる充実につなげます。

2 こうち男女共同参画センターの機能充実

令和7年に男女共同参画社会基本法が改正され、地方公共団体においては、男女共同参画の推進拠点である「男女共同参画センター」が法的に位置づけられるとともに、関係者相互の連携や協働の促進、人材の確保等に努めることが盛り込まれました。

これを受けて、こうち男女共同参画センター「ソーレ」が中心となり、独立行政法人男女共同参画機構をはじめ、NPO や各種団体との連携・協働を強化し、地域の課題解決に向けたネットワークづくりを一層推進していきます。

こうち男女共同参画センター「ソーレ」が行う事業

- (1) 情報の収集及び提供
- (2) 調査研究
- (3) 県民の理解を深めるための広報及び啓発
- (4) 講演会、講習会、研修会等の開催
- (5) 人材の育成
- (6) 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談
- (7) 関係団体等の相互の交流の促進及び自主的活動への支援

3 市町村との連携及び支援

男女共同参画の実現に向けては、住民に最も身近な市町村において、地域の実情や特徴にあった取組が行われることが重要です。

そのため、市町村との連携のもと、男女共同参画計画及び女性活躍推進計画、DV防止法に基づく基本計画及び女性支援新法に基づく基本計画の策定や研修の開催による住民への意識啓発、女性の活躍の場の拡大に向けた取組などを積極的に支援します。

4 事業者、関係機関、民間団体との連携

男女共同参画社会を実現するためには、事業者や関係機関の男女共同参画の必要性・重要性への理解が欠かせません。そのため、男女共同参画に関する情報を提供するとともに連携を図り、その取組を支援します。

また、様々な分野で、自主的な活動を展開している NPO 等が男女共同参画を進めるうえで果たす役割も大きいことから、連携・協働しながら、その活動を促進します。

5 男女共同参画に関する苦情処理

男女共同参画苦情調整委員を設置し、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業についての苦情や、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案についての県民の皆さんなどからの申出を、調査し適切に処理します。

第5 資料

1 目標値等一覧

(1) 目標値 (県行政の努力目標としての数値。PDCA サイクルを回すための指標として、毎年の進行管理の中で最新の数値を把握、公表する。)

区分	位置づけ	目標値の設定
政策目標 (12 目標)	目指すべき姿の達成にあたり、特に重要は目標として設定	有
取組目標 (25 目標)	政策目標を補完し、より広範な分野の状況を把握するための目標として設定	有

テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

取組の柱 (1) 社会全体の意識を変える

政策目標	目標値	基準値 (R6)	目標値 (R12)	担当課
	「社会全体」で男女が平等と感じている割合			
取組目標	目標値	基準値 (R6)	目標値 (R12)	
	男女共同参画計画策定市町村の割合			人権・男女共同参画課
	女性活躍推進法に定める推進計画策定市町村の割合			人権・男女共同参画課
	調整中			

取組の柱 (2) 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

政策目標	目標値	基準値 (R6)	目標値 (R12)	担当課
	「家庭生活」で男女が平等と感じている割合			人権・男女共同参画課
	未就学の子どもがいる男性の平日の家事・育児時間 (女性を 100 としたときの男性の割合)			子育て支援課
	県内企業における男性の育児休業取得率			人権・男女共同参画課
	「地域活動の場」で男女が平等と感じている割合			人権・男女共同参画課

取組目標	目標値	基準値 (R6)	目標値 (R12)	担当課
	県職員における男性の1月以上の育児休業取得率			行政管理課
	市町村職員における男性の育児休業取得率			市町村振興課
	女性防災リーダーの数			人権・男女共同参画課 (ソール)
	高知県防災会議委員に占める女性の割合			危機管理・防災課

テーマ2 あらゆる分野における女性の参画拡大

取組の柱 (1) 政策方針決定過程等への女性の参画拡大

政策目標	目標値	基準値 (R6)	目標値 (R12)	担当課
	県の審議会等委員の男女構成 (女性委員の割合)			人権・男女共同参画課
	県内企業における女性の管理職割合			雇用労働政策課
取組目標	目標値	基準値 (R6)	目標値 (R12)	担当課
	女性比率が40%~60%の審議会の数			人権・男女共同参画課
	市町村の審議会等委員に占める女性の割合			人権・男女共同参画課
	ワークライフバランス推進認証企業数 (女性活躍部門)			雇用労働政策課

取組の柱 (2) 性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくり

政策目標	目標値	基準値 (R6)	目標値 (R12)	担当課
	「職場生活」で男女が平等と感じている割合			
取組目標	目標値	基準値 (R6)	目標値 (R12)	担当課
	ワークライフバランス推進延べ認証企業数 (累計)			雇用労働政策課
	ファミリー・サポート・センター提供会員数			子育て支援課

	ハラスメントに関する講座を実施した企業数及び参加者数			人権・男女共同参画課（ソール）
--	----------------------------	--	--	-----------------

取組の柱（3）女性の活躍の場の拡大

政策目標	目標値	基準値（R6）	目標値（R12）	担当課
	女性の有業率（生産年齢人口：15～64歳）			人権・男女共同参画課
	男女の賃金格差（男性を100とした場合の女性の割合）			人権・男女共同参画課
取組目標	目標値	基準値（R6）	目標値（R12）	担当課
	高知家の女性のしごと応援室における就職者数			人権・男女共同参画課
	女性デジタル人材育成事業による新規就労者数			人権・男女共同参画課

テーマ3 安全・安心な暮らしの実現

取組の柱（1）ジェンダーに基づく暴力の根絶

政策目標	目標値	基準値（R6）	目標値（R12）	担当課
	被害について、どこ（だれ）にも相談していない割合			
取組目標	目標値	基準値（R6）	目標値（R12）	担当課
	女性相談支援員の配置数			人権・男女共同参画課
	DV防止法に基づく基本計画を策定している市町村数			人権・男女共同参画課

取組の柱（2）貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

取組目標	目標値	基準値（R6）	目標値（R12）	担当課
	女性支援新法に基づく基本計画を策定している市町村数			人権・男女共同参画課
	女性相談支援センターの認知度			人権・男女共同参画課
	女性相談支援員の配置数（再掲）			人権・男女共同参画課

	生きがいつくりや介護予防のための通いの場の参加率			長寿社会課
	障害のある人が「高知県が障害のある人にとって住みやすい県」と感じる割合			障害福祉課
	「多文化共生」の意味も含めた認知度			国際交流課
	「性的指向や政治人に関する人権上の問題点がわからない」の割合			人権・男女共同参画課

取組の柱（3）生涯を通じたからだところの健康支援

政策目標	目標値	基準値（R6）	目標値（R12）	担当課
	健康寿命の延伸			保健政策課
取組目標	目標値	基準値（R6）	目標値（R12）	担当課
	がん検診の受診率（市町村＋職域検診） ・子宮頸がん：40代－50代（参考値20代－60代） ・乳がん検診：40代－50代（参考値40代－60代）			健康対策課
	妊娠11週の妊娠届出率			子育て支援課
	10代の人工妊娠中絶実施率の減少			子育て支援課
	プレコンセプションケアの認知度「内容を知っている」と答えた人の割合			子育て支援課

(2) 参考数値 (男女共同参画の進捗状況を把握するための参考データとして活用する数値)

テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

取組の柱(1) 社会全体の意識を変える

項目	現在値(年度)	担当課
「社会通念・慣習・しきたり」で男女が平等と感じている人の割合		人権・男女共同参画課
女子差別撤廃条約を知っていると答えた人の割合		人権・男女共同参画課
「学校教育」で男女が平等と感じている人の割合		人権・男女共同参画課

取組の柱(2) 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

項目	現在値(年度)	担当課
男女共同参画関連講座への男性の参加者のうち、意識が変化した者の割合		人権・男女共同参画課 (ソール)
父親の育児参加のためのアプリダウンロード件数		子育て支援課
男性育休取得に向けた集合型研修・企業版両親学級への参加企業数		子育て支援課

テーマ2 あらゆる分野における女性の参画拡大

取組の柱(1) 政策方針決定過程への女性の参画拡大

項目	現在値(年度)	担当課
県職員の管理職に占める女性職員の割合		人事課
教職員の管理職に占める女性の割合		教職員・福利課
女性警察官に占める巡査部長級以上の割合		警務課
警察職員における補佐級以上の一般職に占める女性の割合		警務課
市町村職員の管理総数における女性比率		市町村振興課 人権・男女共同参画課

取組の柱（２）性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくり

※参考数値無し

取組の柱（３）女性の活躍の場の拡大

項目	現在値（年度）	担当課
農業：新規就農者数（全年齢女性）		農業担い手支援課 環境農業推進課
林業：新規就業者数【現場・事務】（全年齢・15～34歳）		森づくり推進課
水産業：新規就業者数（全年齢・15～34歳女性）		水産振興課
建設業：就業者数（15～34歳女性） ※推計値		土木政策課 （技術管理課）
公共職業訓練（委託訓練）受講者の就職率		雇用労働政策課
DX 認定企業数		産業デジタル化推進課

テーマ3 安全・安心な暮らしの実現

取組の柱（１）ジェンダーに基づく暴力の根絶

項目	現在値（年度）	担当課
「性に関する指導の手引き」を活用して、性に関する指導を実施した学校（小・中・高・特別支援学校）の割合		保健体育課
県内の高校・大学等で生徒・学生を対象としたデートDVに関する出前講座の参加者数		人権・男女共同参画課

取組の柱（２）貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

項目	現在地（年度）	担当課
ひとり親家庭支援センターへの相談件数		子ども家庭課
障害者用駐車場の新規登録駐車スペース数		障害福祉課
障害者の平均工賃月額		障害福祉課

取組の柱（３）生涯を通じたからだところの健康支援

項目	現在地（年度）	担当課
「性に関する指導の手引き」を活用して、性に関する指導を		保健体育課

実施した学校（小・中・高・特別支援学校）の割合 【再掲】		
---------------------------------	--	--

2 男女共同参画に関する歩み

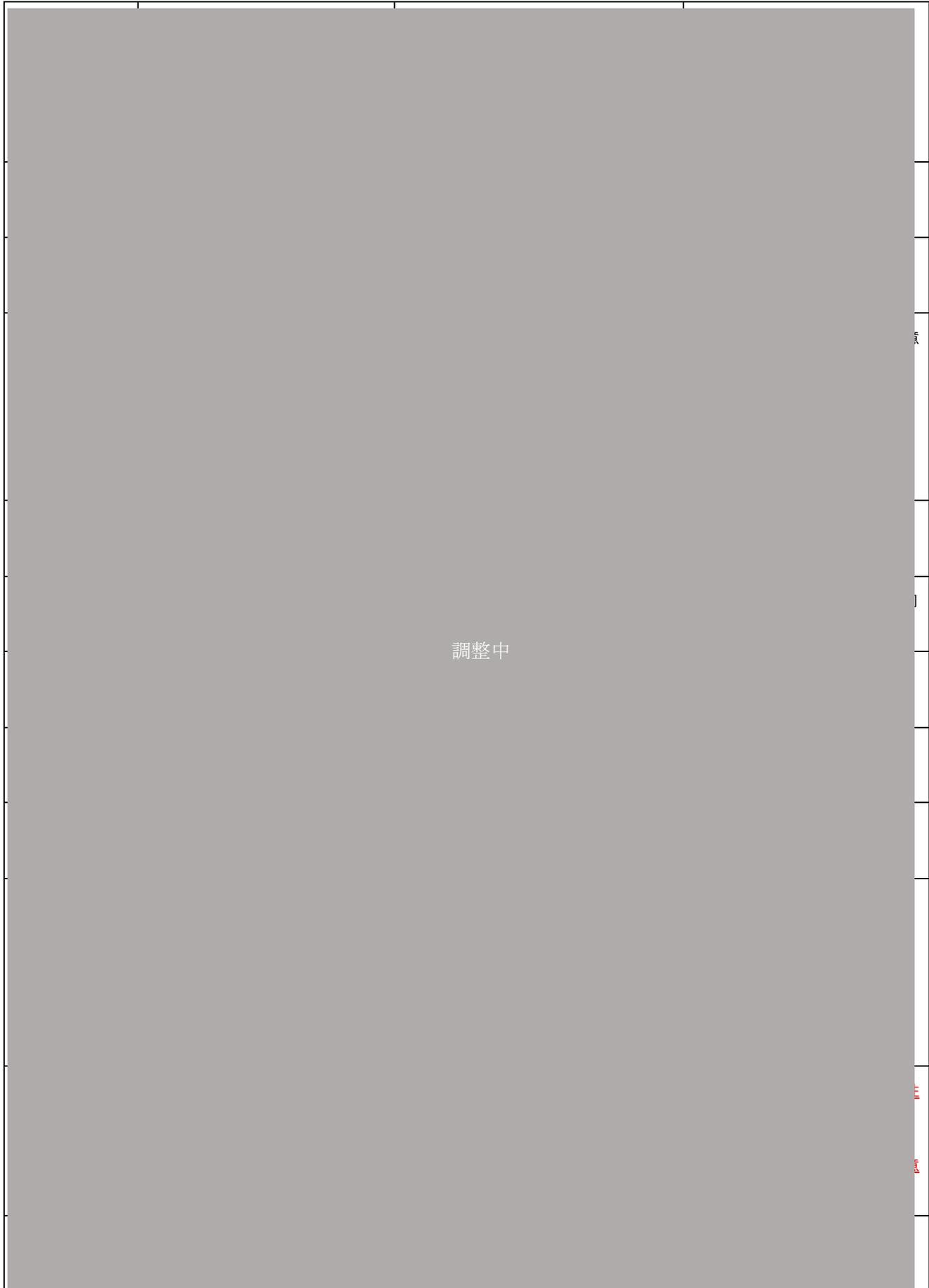
調整中

調整中

調整中

調整中

調整中



調整中

式

1111

Print

調整中

3 高知県男女共同参画社会づくり条例

目次

- 第1章 総則(第1条－第6条)
- 第2章 基本的な取組(第7条－第17条)
- 第3章 性別による人権侵害の禁止等(第18条－第20条)
- 第4章 苦情等の申出の処理(第21条)
- 第5章 こうち男女共同参画会議(第22条－第27条)
- 第6章 雑則(第28条)

附則

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をなお一層進めることが必要です。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一步一步前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画社会 女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画を推進する取組(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)を総合的に実施する責務を有します。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。
- 3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保

するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければなりません。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

第2章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第22条に規定するうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

(広報活動等の充実)

第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとともに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとします。

2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間とします。

(教育と学習の推進)

第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

(農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進)

第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

(附属機関等の委員の男女構成)

第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとします。

2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとします。

(男性の家事、子育て等への参加促進)

第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。

2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等に共にかかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとします。

(生涯を通じた女性の健康支援)

第 13 条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

(拠点施設)

第 14 条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

(調査研究)

第 15 条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

(特定非営利活動法人等との連携及び協働)

第 16 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体との連携及び協働に努めます。

(公表)

第 17 条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進捗状況を公表します。

第 3 章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第 18 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。)を行ってはなりません。

3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」といいます。)を行ってはなりません。

(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

第 19 条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。

(1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 20 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を助

長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

第4章 苦情等の申出の処理

第21条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員(以下この条において「苦情調整委員」といいます。)を置きます。

2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。

3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。

4 苦情調整委員は、第2項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。

5 苦情調整委員は、第25条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として2名以内で任命することができます。

第5章 こうち男女共同参画会議

(設置)

第22条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議(以下「参画会議」といいます。)を置きます。

(任務)

第23条 参画会議の任務は、次のとおりとします。

(1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。

(2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

(組織)

第24条 参画会議は、委員15人以内で組織します。

(委員)

第25条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第2号に掲げる者については、2名以上となるよう努めます。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する者

(2) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第26条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(部会)

第 27 条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。

3 部会の委員は、会長が指名します。

第 6 章 雑則

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章及び附則第 3 項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

4 高知県男女共同参画推進本部設置規程

昭和 51 年 7 月 23 日訓令第 17 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成に向けた行政の総合調整を図り、その効果的な推進を期するため、高知県男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(構成員)

第 2 条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本部長

(2) 副本部長

(3) 本部員

2 本部長は、知事の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、副知事の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表第 1 に定める職にある者をもって充て、子ども・福祉政策部長の職にある者を代表本部員とする。

(職務)

第 3 条 本部長は、推進本部の事務を統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 代表本部員は、副本部長を補佐し、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、推進本部の事務に参画する。

(所掌事務)

第 4 条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 男女共同参画社会の形成に向けた行政の総合調整に関すること。

(2) 男女共同参画社会の形成のための調査及び研究に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項に関すること。 (幹

事会)

第 5 条 推進本部の活動を補佐するため、推進本部の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は子ども・福祉政策部副部長のうち子ども・福祉政策部長が指名する者を、副幹事長は子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課長をもって充てる。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 幹事は、別表第 2 に定める職にある者をもって充てる。

(関係職員の意見等)

第 6 条 本部長は、必要があるときは、関係職員の意見を聴き、関係資料の提出を求め、その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

別表第1(第2条関係)

総務部長	農業振興部長
危機管理部長	林業振興・環境部長
健康政策部長	水産振興部長
子ども・福祉政策部長	土木部長
文化生活部長	会計管理局長
産業振興推進部長	教育長
中山間振興・交通部長	警察本部長
商工労働部長	公営企業局長
観光振興スポーツ部長	監査委員事務局長

別表第2(第5条関係)

知事部局	教育委員会
総務部政策企画課長	教育政策課長
総務部財政課企画監(執行管理・調整担当)	警察本部
危機管理部危機管理・防災課長	警務部警務課長
健康政策部健康長寿政策課長	公営企業局
子ども・福祉政策部地域福祉政策課長	県立病院課長
文化生活部文化振興課長	監査委員事務局
産業振興推進部計画推進課長	監査監
中山間振興・交通部中山間地域対策課長	
商工労働部商工政策課長	
観光振興スポーツ部観光政策課長	
農業振興部農業政策課長	
林業振興・環境部林業環境政策課長	
水産振興部水産政策課長	
土木部土木政策課長	
会計管理局会計管理課長	

5 男女共同参画関係用語の解説

調整中

調整中

調整中

調整中

調整中

調整中

目次
第一章 緒論
第二章 研究背景
第三章 研究目的
第四章 研究範圍
第五章 研究方法
第六章 研究結果
第七章 結論
第八章 參考文獻
第九章 附錄
第十章 謝詞

調整中

調整中